

蒲郡市第6期障害福祉計画

・第2期障害児等福祉計画

【素案】

令和3年4月現在

蒲郡市

※「障がい」等の表記について

本計画では、「障害者」などの「害」の字の表記について、字に対する印象に配慮するとともに、障がい者の人権をより尊重する観点から、可能な限り「害」の字をひらがなで表記しています。

ただし、国の法令や市の条例・規則などに基づく法律用語や施設名等の固有名称等については、「害」の字を使用しています。

このため、本計画では「がい」と「害」の字が混在する表現になっています。

なお、「障害児」との表記については、国の法令及び市の条例・規則などに基づく法律用語や施設名等の固有名称等については、「害」の字を使用し、そのほかは、本市として一般的に用いている「発達支援の必要な児童」又は「児童」との表記の仕方を本計画でも使用しています。

目次

第1章 計画の背景と趣旨等	1
1 計画策定の背景と趣旨	2
2 計画の位置づけ	7
3 計画の期間	8
第2章 第5期までの動向と評価	9
1 手帳所持者数	10
2 障害者自立支援給付及び児童通所支援給付の受給者数	10
3 前期計画の評価	11
第3章 計画対象者の意見・ニーズと計画課題	23
1 アンケート調査結果の概要	24
2 アンケート調査結果の要旨	25
3 インタビュー調査結果の概要	33
4 計画課題	39
第4章 第6期障害福祉計画	42
1 サービス提供体制の確保に関する基本的な考え方	43
2 令和5年度の成果目標	48
3 障がい者数の推計	55
4 障害福祉サービス及び相談支援等の見込量及び確保のための方策	56
5 地域生活支援事業の実施に関する事項	66
第5章 第2期障害児等福祉計画	73
1 サービス提供体制の確保に関する基本的な考え方	74
2 令和5年度の成果目標	76
3 児童発達支援等及び子ども・子育て支援等の見込量及び確保のための方策	77
第6章 計画の実施・進行管理体制と達成状況の点検及び評価	80
1 計画の実施・進行管理体制	81
2 点検及び評価の基本的な考え方	84
3 点検及び評価	84
4 点検及び評価結果の周知	84
【資料】	85
蒲郡市障害者自立支援協議会について	86



第1章 計画の背景と趣旨等

1 計画策定の背景と趣旨

本市では、障害者総合支援法(旧障害者自立支援法)に基づく「蒲郡市障害福祉計画」について、平成19年3月に第1期計画、平成21年3月に第2期計画、平成24年3月に第3期計画、平成27年3月に第4期計画、平成30年3月に第5期計画を策定し、障がい者及び発達支援の必要な児童が地域で自立した生活を営むことができるよう、関係機関や事業所、当事者団体の連携によって、障害福祉サービスに係る給付その他の支援の充実を図ってきました。

第1期(平成18年度～平成20年度)の主な動き

- ◆ 浜町福祉センター内「蒲郡市障がい者支援センター」の開設
平成19年1月に「蒲郡市障がい者支援センター」を開設し、市福祉課の窓口とともに、障がい者やその家族などからの相談に対応しました。
- ◆ 市内の事業所や施設によるサービスや支援体制の充実
市内の事業所や施設は、自宅での生活を支援する訪問サービスや日中活動を支援するサービス、居住の場を提供するサービスなど、障がい者やその家族の生活を支援する体制の充実を進めました。
- ◆ 「蒲郡市障害者自立支援協議会」の設置
「蒲郡市障害者自立支援協議会」を設置し、障がい福祉全般の協議を行う場として、福祉、保健、医療、教育、雇用等、多分野の機関・団体が参加し、情報の共有や個別ケースの検討などを行いました。

第2期(平成21年度～平成23年度)の主な動き

- ◆ 「蒲郡市障がい者支援センター」への相談件数の着実な伸び
「蒲郡市障がい者支援センター」については、平成22年度の相談支援件数の実績が1,205件となっており、平成23年度は前年度を上回る件数が見込まれるなど、障害福祉サービス等の相談窓口として、利用が着実に伸びました。
- ◆ ケアホーム(現在のグループホーム)の整備推進
ケアホームを新たに1か所(平成23年度末現在で市内計3か所)整備しており、地域での生活のための基盤整備を進めました。
- ◆ 児童デイサービスの整備推進
児童デイサービスを新たに1か所(平成23年度末現在で市内計2か所)整備しており、身近な療育の場の整備を進めました。
- ◆ 「蒲郡市障害者自立支援協議会」における関係機関等の連携による取組
「蒲郡市障害者自立支援協議会」については、職業教育や職場(実習)開拓をはじめ就労支援全般について協議する「就労ワーキンググループ」、ホームヘルパー同士のサービス調整や情報共有を図るための「ヘルパー連絡会」の2つの専門部会とともに、個別会議によるケース検討と全体会議を開催し、関係機関等の連携による取組を進めました。

第3期(平成24年度～平成26年度)の主な動き

◆ 相談支援体制の強化

基幹相談支援センターである「蒲郡市障がい者支援センター」に加えて、市内5事業所を相談支援事業所として指定し、相談支援体制の強化を図りました。

相談支援の対象者及び相談件数は着実に増加しているほか、サービス等利用計画の策定は、第3期中にすべての障害福祉サービス及び地域相談支援の利用者に対象を拡大する予定となっており、計画の策定数は大幅に増加しました。

◆ 権利擁護体制の強化

成年後見制度に関する相談(電話相談を含む)、成年後見人活動への支援、成年後見制度の普及・啓発活動、法人後見に受任を行う施設として、平成25年10月に蒲郡市社会福祉協議会内に「蒲郡市成年後見センター」が開設されました。

また、「蒲郡市障害者自立支援協議会」において、新たに「権利擁護部会」を設置し、関係機関の連携による虐待対応や成年後見制度等の利用促進に向けた協議等を行いました。

◆ 「蒲郡市障害者自立支援協議会」における関係機関等の連携による取組

「蒲郡市障害者自立支援協議会」については、前述の「権利擁護部会」や「就労ワーキンググループ」のほか、個別の事例検討や障害福祉サービスの利用調整、関係者の情報共有とスキルアップなどを目的とする「事例検討部会」の3つの専門部会とともに、当協議会の課題整理などを行う「運営会議」と全体会議を開催し、関係機関等の連携による取組を進めました。

第4期(平成27年度～平成29年度)の主な動き

◆ 児童発達支援体制の強化

「蒲郡市障害者自立支援協議会」において、第4期計画で新設を計画した「こども部会」を設置し、年4回の話し合いを通じて児童発達支援に関する関係機関の情報共有等とともに、ケース検討等を実施しているほか、児童発達支援センターの整備に向けた検討を実施しています。

◆ 相談支援・権利擁護体制の強化、差別解消に向けた取組

基幹相談支援センターである「蒲郡市障がい者支援センター」を中心に、市内7事業所を相談支援事業所として指定し、相談支援体制の強化を図るとともに、「蒲郡市成年後見センター」及び「蒲郡市障がい者虐待防止センター」を通じて、権利擁護に関する講演会や研修会を実施する等、権利擁護の取組を進めました。

また、障害者差別解消法に基づき、窓口などでの配慮や障がいへの職員の理解促進を図るため、障がいを理由とする差別の解消の推進に関する対応要領を作成し、差別解消に関する職員研修を実施しています。

◆ 日中活動系サービス等の整備促進

市内では、就労支援等に関わる日中活動系サービスとして、就労移行支援事業所が4か所に、就労継続支援A型事業所が2か所に、就労継続支援B型事業所が6か所に、それぞれ実施事業所が増加したほか、児童の放課後や夏休み等の長期休暇中において、自立した日常生活を営むために必要な訓練等を実施する、放課後等デイサービス事業所が6か所に増加しました。

第5期(平成30年度～令和2年度)の主な動き

◆ 児童発達支援体制の強化

平成31年4月1日に「蒲郡市児童発達支援センター(にこりん)」を開所し、児童発達支援等の提供体制を整備しました。また、相談支援専門員を配置し、適切な支援やサービス利用につなげることができるような体制を確保しています。さらに、医療的ニーズへの対応や子ども・子育て支援の充実に向けて、「蒲郡市障害者自立支援協議会 こども部会」の体制強化(医療機関や相談機関との連携強化)を図りました。

◆ 総合的な生活支援の充実

地域移行や地域生活を総合的に支援するサービスの充実に向けて、地域生活支援拠点を市内に整備し、相談機能の強化や専門的人材の確保・養成、地域の体制づくり、緊急時の受け入れ対応の充実、体験の機会・場の整備を進めています。

そして、今回、計画の改定時期にあたり、第5期障害福祉計画・第1期障害児等福祉計画の目標及び基盤整備の進捗状況を点検・評価し、第6期障害福祉計画・第2期障害児等福祉計画(令和3年度～令和5年度)を策定します。

なお、国の基本指針¹の見直しを踏まえるとともに、県計画との整合性に配慮し策定します。

¹ 障害福祉計画策定に当たって、基本となる理念、サービス見込量の算定の考え方、計画的な基盤整備を進めるための取組などを国が定めたものです。

【第6期障害福祉計画等に係る国の基本指針の見直しの主なポイント】

①地域における生活の維持及び継続の推進

- ◆ 地域生活支援拠点等の機能の充実を進める。
- ◆ 日中サービス支援型共同生活援助等のサービスを踏まえた地域移行の検討

②精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

- ◆ 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築を一層推進するため、精神障がい者の精神病床から退院後1年以内の地域における平均生活日数を成果目標に追加する。
- ◆ ギャンブル等依存症をはじめとする依存症について、自治体や関係者等の地域の包括的な連携協力体制の構築や依存症の理解促進等、依存症にかかる取組事項を盛り込む。

③福祉施設から一般就労への移行等

- ◆ 一般就労への移行や工賃・賃金向上への取組を一層促進させる。
- ◆ 就労定着支援事業の利用促進を図り、障がい者が安心して働き続けられる環境整備を進める。
- ◆ 地域共生社会の実現に向け、「農福連携ビジョン」を踏まえた農福連携のさらなる推進するとともに、多様なニーズに対応した就労支援として、大学在学中の学生や高齢者に対する就労支援について追加する。

④「地域共生社会」の実現に向けた取組

- ◆ 「相談支援」「参加支援(社会とのつながりや参加の支援)」「地域やコミュニティにおけるケア・支え合う関係性の育成支援」を一体的に実施する包括支援体制について、基本的な姿勢や理念を盛り込む。

⑤発達障がい者等支援の一層の充実

- ◆ 発達障がい者等に対して適切な対応を行うため、ペアレントプログラムやペアレントトレーニングなどの発達障がい者等の家族等に対する支援体制の充実を図る。
- ◆ 発達障がいを早期かつ正確に診断し、適切な発達支援を行う必要があることから、発達障がいの診断等を専門的に行うことができる医療機関等を確保することの重要性を盛り込む。

⑥障害児通所支援等の地域支援体制の整備

- ◆ 難聴障がい児の支援体制について、取組む仕組みを作っていく方向性を盛り込む。
- ◆ 児童発達支援センターや障害児入所施設について、今後果たすべき役割を明記する。
- ◆ 障害児入所支援における18歳以降の支援のあり方について、関係機関が参画して協議を行う体制の整備について盛り込む。
- ◆ 自治体における重症心身障害児及び医療的ケア児のニーズの把握の必要性について明記する。

⑦障がい者による文化芸術活動の推進

- ◆ 国の計画を踏まえ、関係者等の連携の機会の設置、人材育成や創造活動への支援等の取組の推進をより図るため、都道府県単位で障がい者による文化芸術活動を支援するセンターの重要性を基本指針に盛り込む。

⑧障害福祉サービスの質の確保

- ◆ 多様となっている障害福祉サービスを円滑に実施し、より適切に提供できるよう、サービス事業者や自治体における研修体制の充実や適正なサービス提供が行えているどうかを情報収集するなどの取組について、基本指針に盛り込む。

⑨福祉人材の確保

- ◆ 関係団体等からの要望が多くあることから、基本指針に盛り込む。

出典：社会保障審議会障害者部会「障害福祉計画及び障害児福祉計画に係る基本指針の見直し」

【あいち障害者福祉プラン 2021-2026(仮称)(案)概要(抜粋)】

1 基本理念

全ての県民が、等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重され、障害の有無によって分け隔てられることなく、多様性を認め合い、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する地域社会の実現

2 基本的考え方

障害のある人が自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、また、障害のある子どもの健やかな育成を図るため、次の9つの考え方のもとに、中期的な横断的・重点的な取組の方向性を示すとともに、必要な障害福祉サービスや相談支援、障害児通所支援等の見込量等を設定し、地域において適切なサービスを提供できる体制の整備に計画的に取り組んでいきます。

- ① 障害のある人の自己決定の尊重と意思決定の支援をします
- ② 障害の有無に関わらず共に暮らせる「すべての人が生涯輝き、活躍できる愛知」の実現を目指し、障害を理由とする差別の解消に取り組めます(愛知県障害者差別解消推進条例の推進)
- ③ 手話言語の普及と障害の特性に応じたコミュニケーション手段の利用の促進を図ります(手話言語の普及及び障害の特性に応じたコミュニケーション手段の利用の促進に関する条例の推進)
- ④ 県内のどこでも必要な訪問系サービスが受けられるようにします
- ⑤ 希望する人が日中活動系サービスを受けられるようにします
- ⑥ グループホームや地域生活支援拠点等の充実を図り、施設入所等から地域生活への移行を推進するとともに、障害のある人が地域での生活を継続できるようにします
- ⑦ 福祉施設から一般就労への移行を推進します
- ⑧ 障害のある人が安心して暮らしていける支援システムづくりを進めます
- ⑨ 障害のある子ども本人の最善の利益を考慮しながら、障害のある子どもの健やかな育成を支援します

出典：あいち障害者福祉プラン 2021-2026(仮称)(案)概要

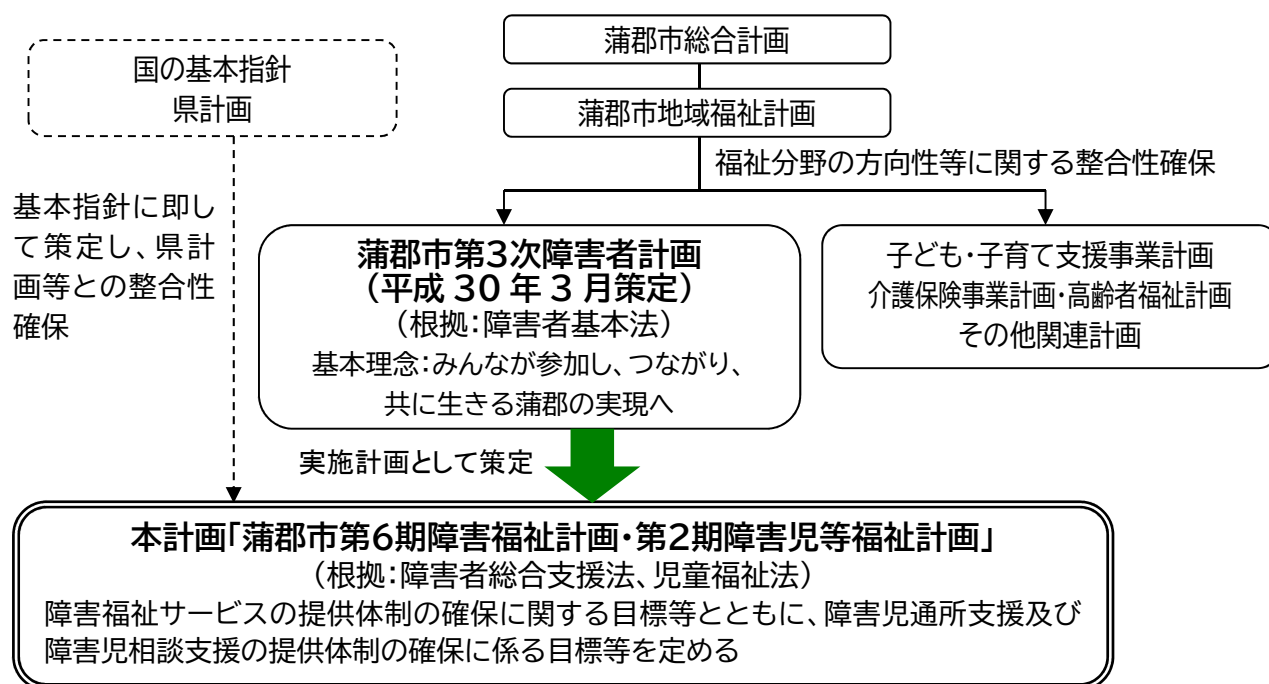
2 計画の位置づけ

(1) 根拠法及び他計画との関係

本計画は、障害者総合支援法第88条に基づく「市町村障害福祉計画」とともに、児童福祉法第33条の20に基づく「市町村障害児福祉計画」を一体的に策定したものであり、本市が平成30年3月に策定した「蒲郡市第3次障害者計画(平成30～35年度)」の実施計画として策定するものです。

また、国の基本指針に即して、かつ、県計画との整合性を確保する必要があるとともに、市の上位・関連計画である総合計画や地域福祉計画、子ども・子育て支援事業計画、介護保険事業計画等との整合性にも配慮します。

図表 1 本計画の基本理念と位置づけ



(2) 蒲郡市SDGs 推進方針との整合

本市は、令和2年2月に「蒲郡市SDGs 推進方針」を定めました。

SDGsは、2015年9月に国連において採択された、持続可能な開発目標(SDGs: Sustainable Development Goals)で、2030年までに目指すべき国際目標として、17のゴールと169のターゲットが掲げられており、国、民間企業など様々な主体の取組が加速しています。

本市においても、積極的にSDGs達成に寄与する取組を進めていく必要があることから、本計画の策定にあたり、SDGsの要素を最大限反映するとともに、達成に向けた取組を促進することとします。

図表 2 持続可能な開発目標(SDGs:Sustainable Development Goals)17の目標



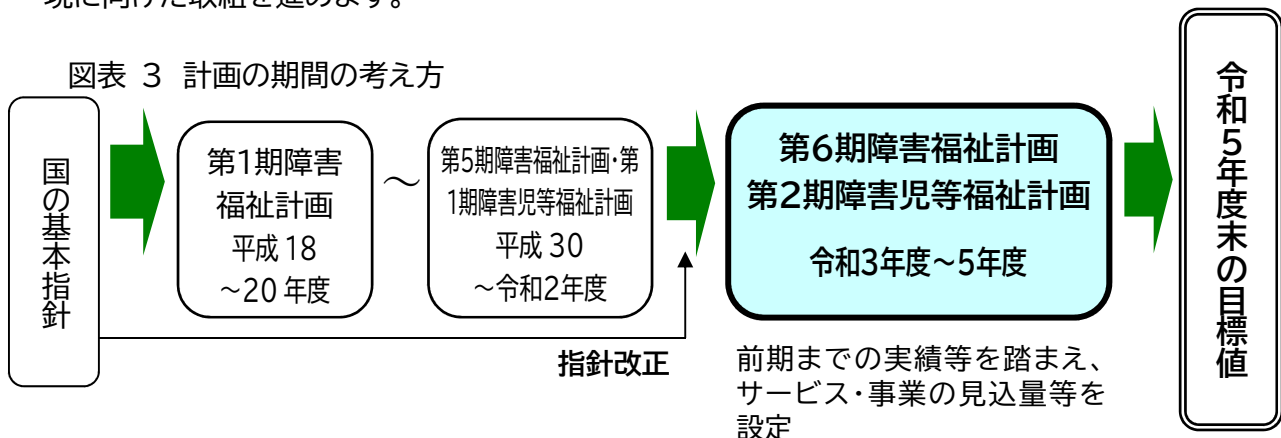
「蒲郡市SDGs 推進方針」では、蒲郡市第四次基本計画の「笑顔で安心して暮らせるまちづくり」の施策である「障がい者支援」は、以下の持続可能な開発目標(SDGs)に貢献するものとしてしています。



3 計画の期間

本計画は、令和3年度から令和5年度までの3か年を期間とし、令和5年度末の成果目標の実現に向けた取組を進めます。

図表 3 計画の期間の考え方



第2章 第5期までの動向と評価

1 手帳所持者数

令和2年4月1日現在、身体障害者手帳所持者が 2,937 人、療育手帳所持者が 660 人、精神障害者保健福祉手帳所持者は 725 人となっており、総人口の 5.40%が手帳所持者という状況です。

手帳所持者数の伸びについては、精神障害者保健福祉手帳所持者が平成 29 年度比 20.4%増と、他の手帳と比べて高い伸びを示しています。

図表 4 手帳所持者数

手帳の種類	平成 29 年	→	令和2年	伸び率
身体障害者手帳所持者 (総人口比)	2,985 (3.70%)	→	2,937 (3.67%)	-1.6%
療育手帳所持者 (総人口比)	612 (0.76%)	→	660 (0.82%)	7.8%
精神障害者保健福祉手帳所持者 (総人口比)	602 (0.75%)	→	725 (0.91%)	20.4%
手帳所持者 合計 (総人口比)	4,199 (5.21%)	→	4,322 (5.40%)	2.9%
【参考】総人口	80,634	→	80,037	-0.7%

資料:担当課資料(各年4月1日現在)、住民基本台帳及び外国人登録人口(各年4月1日現在)

2 障害者自立支援給付及び児童通所支援給付の受給者数

障害者自立支援給付(障害福祉サービス)及び児童通所支援の給付を受給した人は、令和元年度末実績で合計 767 人となっており、内訳は知的障がい者が 255 人と最も多く、難病患者の利用は1人です。

また、精神障がい者が平成 24 年度比 166.1%増、発達支援の必要な児童が平成 24 年度比 69.1%増と高い伸びを示しています。

図表 5 障害者自立支援給付(障害福祉サービス)及び児童通所支援給付の受給者数

年	第3期			第4期			第5期		平成 24 ⇒令和元年度 伸び率
	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	
身体障がい者	121	127	153	148	146	128	146	146	20.7%
知的障がい者	203	204	218	220	229	231	244	255	25.6%
精神障がい者	59	65	80	88	105	108	119	157	166.1%
発達支援の必要な児童	123	129	169	182	151	206	193	208	69.1%
難病患者	-	-	1	0	1	1	2	1	-
合計	506	525	621	638	632	674	704	767	51.4%

資料:担当課資料(各年度末現在)

3 前期計画の評価

第5期障害福祉計画・第1期障害児等福祉計画の令和2年度目標値の進捗状況や障害福祉サービス等の計画見込量に対する実績などを把握し、第5期の実績を評価します。

(1)第5期障害福祉計画成果目標の進捗状況

第5期障害福祉計画は、地域生活への移行や就労支援を進めるため、令和2年度の成果目標として、4つの事項に関する目標値(成果目標)を設定しています。

なお、第5期計画で掲げた目標と実績は次のとおりです。

【目標1】 福祉施設の入所者の地域生活への移行

福祉施設の入所者数については、平成28年度末時点の施設入所者数から2人の減少を見込むとともに、令和2年度末までの地域生活への移行数について8人の目標値を設定しました。

令和元年度末現在、施設入所者数は86人となっており、平成28年度末時点からの減少に至っておらず、地域移行実績は2人となっています。

【令和2年度現在の実績】

事 項	数 値		備 考
施設入所者数 平成 28 年度末時点	79 人	(A)	※施設入所支援の利用者数
目標年度入所者数	77 人		令和2年度末の見込み
令和元年度末入所者数	86 人	(B)	令和元年度実績
【目標値】 増減見込み	2 人		
【実績値】 令和元年度現在までの削減 実績	0 人	削減率 (-)	(B) - (A)の値
【目標値】 地域移行目標値	8 人		令和2年度末までに施設入所からグループホーム等への地域移行を目指す方の数の合計
【実績値】 令和元年度現在までの地域 移行実績	2 人	移行率 (2.5%)	令和元年度末までに施設入所からグループホーム等へ地域移行した方の数の合計

目標2 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築については、令和2年度末までに保健・医療・福祉関係者による協議の場を設置する目標を設定しました。

令和2年度現在、市内に設置を図りました。

【令和2年度現在の実績】

事項	令和2年度実績	目標値	備考
保健・医療・福祉関係者による協議の場	市内に設置済	市内又は圏域に設置	令和2年度末まで

目標3 地域生活支援拠点等の整備

本市は、障がい者の居住支援機能と地域支援機能の一体的な整備を推進する観点から、地域生活支援拠点等を市内又は圏域で少なくとも1つを整備するという目標値を設定しました。

令和2年度現在、地域生活支援拠点等について面的な整備を図りました。

【令和2年度現在の実績】

事項	令和2年度実績	目標値	備考
地域生活支援拠点等	市内に整備済 (面的な整備)	市内又は圏域に 1か所 (又は面的な整備)	令和2年度末まで

目標4 福祉施設から一般就労への移行

ア 就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行者数

本市は、福祉施設から一般就労への移行を推進する観点から、令和2年度中の一般就労移行者数を平成28年度の年間一般就労移行者数の1.5倍にあたる11人の目標値を設定しました。

年間一般就労移行者数は、令和元年度は13人となっており、目標の1.9倍で目標を達成しています。

【令和元年度現在の実績】

事項	数値		備考
平成28年度の年間一般就労移行者数	7人		平成28年度において福祉施設を退所し、一般就労した方の数
【目標値】 目標年度における年間一般就労移行者数	11人	(1.5倍)	令和2年度中において福祉施設を退所し、一般就労する人の数
【実績値】 令和元年度における年間一般就労移行者数	13人	(1.9倍)	令和元年度中において福祉施設を退所し、一般就労する人の数

イ 就労移行支援の利用者数

本市は、福祉施設から一般就労への移行を推進する観点から、令和2年度末における就労移行支援事業の利用者について、平成28年度末から2割以上増加する目標値を設定しました。

就労移行支援事業の利用者数は、令和元年度末現在18人となっており、目標を下回る実績となっています。

【令和元年度現在の実績】

事 項	数 値		備 考
平成 28 年度末の 就労移行支援事業の利用者数	28 人		
【目標値】 目標年度における就労移行支援事業の利用者数	34 人	増加率 (21.4%)	令和2年度末における就労移行支援事業を利用者数
【実績値】 令和元年度における就労移行支援事業の利用者数	18 人	増加率 (-)	令和元年度末における就労移行支援事業を利用者数

ウ 就労移行率が3割以上の就労移行支援事業所数

本市は、福祉施設から一般就労への移行を推進する観点から、就労移行率が3割以上である就労移行支援事業所を、令和2年度末までに全体の5割以上(2か所)とする目標値を設定しました。

就労移行率が3割以上である就労移行支援事業所数は、令和元年度は市内事業所4か所のうち1か所となっています。

【令和元年度現在の実績】

事 項	数 値		備 考
【目標値】 就労移行率が3割以上の事業所	2 か所	割合 (5割)	令和元年度の就労移行率(4月1日時点の就労移行支援事業の利用者数のうち当該年度中に一般就労へ移行した者の割合)が3割以上の事業所
【実績値】 令和元年度の就労移行率が3割以上の事業所	1 か所	割合 (2割)	令和元年度の就労移行率が3割以上の事業所

工 就労定着支援による支援開始1年後の職場定着率

本市は、福祉施設から一般就労への移行・定着を推進する観点から、令和元年度・令和2年度の各年度における就労定着支援による支援開始1年後の職場定着率を80%とする目標値を設定しました。

就労定着支援による支援開始1年後の職場定着率は、令和元年度で100%を達成しました。

【令和元年度現在の実績】

事 項	数 値	備 考
就労定着支援による支援開始1年後の職場定着率	80 %	令和元年度・令和2年度の各年度における就労定着支援による支援開始1年後の職場定着率
【実績値】 令和元年度の就労定着支援による支援開始1年後の職場定着率	100 %	令和元年度の就労定着支援による支援開始1年後の職場定着率

(2) 第1期障害児等福祉計画成果目標の進捗状況

第1期障害児等福祉計画は、児童の健やかな育成のために、令和2年度の成果目標として、3つの事項に関する目標値(成果目標)を設定しています。

なお、第1期計画で掲げた目標と実績は次のとおりです。

目標1 児童発達支援等の提供体制の整備等

本市は、児童発達支援等の提供体制の整備等を計画的に進める観点から、児童発達支援センターを中核とした重層的な地域支援体制の構築を目指すため、令和元年度末までに児童発達支援センターの市内1か所の整備を計画しました。

児童発達支援センターは、令和元年度に市内に1か所整備済みであり、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築しました。

【令和元年度現在の実績】

事項	令和元年度実績	目標値	備考
児童発達支援センター	市内に 1か所整備済	市内に1か所	令和元年度末まで

目標2 医療的ニーズへの対応

本市は、医療的ケアを要する児童が適切な支援を受けられるよう、令和2年度末までに、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を市内又は圏域に少なくとも1か所以上確保し、また、平成30年度末までに、各都道府県、各圏域及び各市町村において、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図るための協議の場を設ける目標を設定しました。

主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所は、平成29年度時点で、圏域内の豊川市において、民間の重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所が設立されているとともに、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図るための協議の場は、平成30年度に設置済みです。

【令和元年度現在の実績】

事項	令和元年度実績	目標値	備考
主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所	圏域に1か所整備済	市内又は圏域に1か所以上	令和2年度末まで
保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図るための協議の場	市内に設置済	市内に設置	平成30年度末まで

目標3 子ども・子育て支援等の提供体制の整備

本市は、障がいの有無に関わらず児童が共に成長できるよう、地域社会への参加・包容(インクルージョン)を推進する観点から、子ども・子育て支援等の提供体制の整備を図る目標を設定しました。

令和2年度現在、市内保育所16園及び認定子ども園で発達支援の必要な児童の受け入れを行っています。また、幼稚園3園で受け入れを実施しています。必要に応じて療育との併用利用や、療育施設児の保育受け入れを実施しています。保健師、心理士、療育施設等と会議、ケース検討を行い、密に連携を図っています。

(3)障害福祉サービスの利用実績

ア 訪問系サービスの計画見込量及び実績

訪問系サービスの令和2年度の利用実績は、居宅介護は実利用者数、時間数のいずれも計画目標を下回る一方、重度訪問介護は実利用者数、時間数のいずれも時間数が計画目標を上回る実績となっています。

また、同行援護は時間数、実利用者数ともに計画目標を下回る実績となっています。

図表 6 訪問系サービスの計画見込量に対する実績

サービス種別		実績			第5期 計画目標	令和2年度 目標値に対 する実績の 割合
		平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 2年度	
居宅介護	(時間数/月)	856	832	849	1,081	78.5%
	(実利用者数/月)	77	74	83	100	83.0%
	(市内事業所数)	3	3	3	3	100.0%
重度訪問介護	(時間数/月)	1,360	1,274	1,260	1,188	106.1%
	(実利用者数/月)	6	5	7	5	140.0%
	(市内事業所数)	3	3	3	3	100.0%
行動援護	(時間数/月)	0	0	0	0	—
	(実利用者数/月)	0	0	0	0	—
	(市内事業所数)	0	0	0	0	—
同行援護	(時間数/月)	39	8	20	32	62.5%
	(実利用者数/月)	9	3	5	6	83.3%
	(市内事業所数)	2	2	2	2	100.0%
重度障害者等 包括支援	(時間数/月)	0	0	0	0	—
	(実利用者数/月)	0	0	0	0	—
	(市内事業所数)	0	0	0	0	—

※令和2年度の実績は、直近までの実績/経過月で算出

イ 日中活動系サービスの計画見込量及び実績

日中活動系サービスの令和2年度の利用実績は、生活介護や就労継続支援(B型)、就労定着支援は、いずれも市内事業所数が第5期計画目標を上回る実績となっています。

また、就労継続支援(B型)や就労定着支援、短期入所(福祉型)は、人日や実利用者数が計画目標を大幅に上回る結果となっています。

図表 7 日中活動系サービスの計画見込量に対する実績

サービス種別		実績			第5期 計画目標	令和2年度 目標値に対 する実績の 割合
		平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 2年度	
生活介護	(人日/月)	4,138	4,419	4,346	4,624	94.0%
	(実利用者数/月)	196	213	222	223	99.6%
	(市内事業所数)	4	5	5	3	166.7%
療養介護	(実利用者数/月)	14	14	13	9	144.4%
	(市内事業所数)	0	0	0	0	—
自立訓練(機能 訓練)	(人日/月)	7	0	20	22	90.9%
	(実利用者数/月)	1	0	1	1	100.0%
	(市内事業所数)	0	0	0	0	—
自立訓練(生活 訓練)	(人日/月)	17	41	44	152	28.9%
	(実利用者数/月)	3	2	2	3	66.7%
	(市内事業所数)	0	0	0	0	—
就労移行支援	(人日/月)	230	326	343	426	80.5%
	(実利用者数/月)	14	18	18	27	66.7%
	(市内事業所数)	3	3	3	4	75.0%
就労継続支援 (A型)	(人日/月)	423	401	356	959	37.1%
	(実利用者数/月)	22	20	20	45	44.4%
	(市内事業所数)	2	2	2	2	100.0%
就労継続支援 (B型)	(人日/月)	2,046	2,383	2,505	1,976	126.8%
	(実利用者数/月)	117	141	149	110	135.5%
	(市内事業所数)	10	10	10	6	166.7%
就労定着支援	(人日/月)	24	20	20	—	—
	(実利用者数/月)	24	20	20	5	400.0%
	(市内事業所数)	2	2	2	1	200.0%
短期入所(福祉 型)	(人日/月)	44	120	175	91	192.3%
	(実利用者数/月)	5	26	36	16	225.0%
	(市内事業所数)	2	2	2	2	100.0%
短期入所(医療 型)	(人日/月)	8	4	3	4	75.0%
	(実利用者数/月)	3	2	1	2	50.0%
	(市内事業所数)	0	0	0	0	—

※令和2年度の実績は、直近までの実績/経過月で算出

ウ 居住系サービスの計画見込量及び実績

居住系サービスの令和2年度の利用実績は、いずれのサービスも実利用者数が計画目標を上回っており、共同生活援助(グループホーム)は市内事業所数が第5期計画目標を大幅に上回る実績となっています。

図表 8 居住系サービスの計画見込量に対する実績

サービス種別		実績			第5期 計画目標	令和2年度 目標値に対 する実績の 割合
		平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 2年度	
自立生活援助	(実利用者数/月)	11	10	7	2	350.0%
	(市内事業所数)	1	1	1	1	100.0%
共同生活援助(グ ループホーム)	(実利用者数/月)	59	72	79	57	138.6%
	(市内事業所数)	6	7	7	4	175.0%
施設入所支援	(実利用者数/月)	82	86	85	77	110.4%
	(市内事業所数)	1	1	1	1	100.0%

※令和2年度の実績は、直近までの実績/経過月で算出

エ 計画相談支援及び地域移行支援・地域定着支援の計画見込量及び実績

計画相談支援及び地域移行支援・地域定着支援の令和2年度の利用実績は、いずれも実利用者数が第5期計画目標を上回る実績となっています。

また、相談支援専門員は、令和2年度現在16人となっており、計画目標を下回っています。

図表 9 計画相談支援及び地域移行・地域定着支援の計画見込量に対する実績

サービス種別		実績			第5期 計画目標	令和2年度 目標値に対 する実績の 割合
		平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 2年度	
計画相談支援※	(実利用者数/月)	147	168	164	158	103.8%
	(市内事業所数)	7	9	9	8	112.5%
地域移行支援	(実利用者数/月)	1	2	5	3	166.7%
	(市内事業所数)	4	4	4	4	100.0%
地域定着支援	(実利用者数/月)	3	6	7	3	233.3%
	(市内事業所数)	4	4	4	4	100.0%

※計画相談支援の実利用者数は、サービスの支給決定時又は変更時の計画作成とともに、計画作成後のモニタリング(毎月1回～年1回)の利用者を含む

※令和2年度の実績は、直近までの実績/経過月で算出

図表 10 相談支援専門員の計画見込量に対する実績

サービス種別		実績			第5期 計画目標	令和2年度 目標値に対 する実績の 割合
		平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 2年度	
相談支援専門員	(人)	12	13	16	17	94.1%

※令和2年度の実績は、直近までの実績／経過月で算出

(4) 地域生活支援事業の計画見込量に対する実績

令和2年度の地域生活支援事業の利用実績は、次のとおりです。

図表 11 地域生活支援事業の計画見込量に対する実績

事業種別			実績			第5期 計画目標	令和2年度 目標値に対 する実績の 割合
			平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 2年度	
理解促進研修・啓発事業		(実施有無)	有	有	有	有	—
自発的活動支援事業		(実施有無)	有	有	有	有	—
相談支援 事業	障害者(児)相談支援 事業	(実施か所数)	7	9	9	8	112.5%
	基幹相談支援 センター	(実施か所数)	1	1	1	1	100.0%
	住宅入居等支援事業	(実施か所数)	1	1	1	1	100.0%
	地域自立支援協議会	(実施か所数)	1	1	1	1	100.0%
成年後見制度利用支援事業		(実利用者数/年)	0	0	0	1	0.0%
成年後見制度法人後見支援事業		(実施有無)	有	有	有	有	—
意思疎通 支援事業	手話通訳者設置事業	(設置見込者数)	1	1	1	1	100.0%
	手話通訳者・要約筆記 者派遣事業	(実利用者数/月)	10	10	9	25	36.0%
日常生活 用具給付 等事業	介護・訓練支援用具	(給付件数/年)	7	1	7	18	38.9%
	自立生活支援用具	(給付件数/年)	6	11	11	6	183.3%
	在宅療養等支援用具	(給付件数/年)	8	13	14	10	140.0%
	情報・意思疎通支援用 具	(給付件数/年)	23	14	18	17	105.9%
	排泄管理支援用具	(給付件数/年)	781	709	750	754	99.5%
	居宅生活動作補助用 具	(給付件数/年)	1	4	2	1	200.0%

事業種別			実績			第5期 計画目標	令和2年度 目標値に対 する実績の 割合
			平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 2年度	
移動支援事業		(実利用者数/月)	9	15	16	32	50.0%
		(利用時間数/月)	28	48	31	280	11.1%
地域活動 支援センタ ー事業	市内施設利用分	(実施か所数)	1	1	1	1	100.0%
		(実利用者数/月)	16	20	20	43	46.5%
	他市町施設利用分(豊 川市、岡崎市、豊田 市)	(実施か所数)	3	3	3	3	100.0%
		(実利用者数/月)	1	1	3	4	75.0%
訪問入浴サービス事業		(実施か所数)	2	4	3	4	75.0%
		(実利用者数/月)	4	5	5	16	31.3%
更生訓練費・施設入所者就職支度金 給付事業		(給付件数/年)	0	0	0	0	—
日中一時支援事業		(実施か所数)	15	17	17	16	106.3%
		(実利用者数/月)	46	48	45	33	136.4%
生活サポート事業		(実利用者数/月)	0	0	0	0	—
知的障害者職親委託制度		(実利用者数/月)	0	0	0	0	—
点字・声の広報等発行事業		(発行回数/年)	12	12	12	12	100.0%
自動車運転免許取得・改造助成事業		(助成件数/年)	10	9	10	15	66.7%
奉仕員養成研修事業		(研修修了者数/年)	18	17	0	12	0.0%
福祉ホーム事業		(実施か所数)	2	2	2	2	100.0%

※令和2年度の実績は、直近までの実績／経過月で算出

(5) 児童発達支援等及び子ども・子育て支援等の利用実績

ア 児童通所支援等の計画見込量及び実績

放課後等デイサービスの令和2年度の利用実績は、市内事業所数が第5期計画目標を下回った一方、人日及び実利用者数は計画目標を大幅に上回る実績となっています。

また、児童発達支援は人日及び実利用者数のいずれも計画目標を大幅に下回る実績となっています。

さらに、医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターは、令和2年度現在で5人が配置されており、第5期計画目標を上回る実績となっています。

図表 12 児童通所支援の計画見込量に対する実績

サービス種別		実績			第5期 計画目標	令和2年度 目標値に対 する実績の 割合
		平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 2年度	
児童発達支援	(人日/月)	553	685	700	937	74.7%
	(実利用者数/月)	79	80	85	168	50.6%
	(市内事業所数)	3	4	4	4	100.0%
医療型児童発達 支援	(人日/月)	0	0	0	23	0.0%
	(実利用者数/月)	0	0	0	2	0.0%
	(市内事業所数)	0	0	0	0	—
放課後等デイサ ービス	(人日/月)	1,153	1,202	1,300	701	185.4%
	(実利用者数/月)	94	101	110	62	177.4%
	(市内事業所数)	5	5	5	6	83.3%
保育所等訪問支 援	(人日/月)	0	2	1	4	25.0%
	(実利用者数/月)	0	1	1	2	50.0%
	(市内事業所数)	0	1	1	1	100.0%
居宅訪問型児童 発達支援	(人日/月)	0	0	0	2	0.0%
	(実利用者数/月)	0	0	0	1	0.0%
	(市内事業所数)	0	0	0	0	—
児童相談支援	(実利用者数/月)	40	47	50	54	92.6%
	(市内事業所数)	7	8	8	7	114.3%
医療的ケア児に 対する関連分野 の支援を調整す るコーディネー ター	(配置人数)	3	5	5	1	500.0%

イ 子ども・子育て支援等の計画見込量及び実績

保育所や認定こども園における令和2年度の加配対応児童数は、第5期計画目標を下回った一方、放課後児童健全育成事業(児童クラブ)における特別支援学級在籍児童の利用は計画目標を上回る実績となっています。

図表 13 子ども・子育て支援等の計画見込量に対する実績

サービス種別		実績			第5期 計画目標	令和2年度 目標値に対 する実績の 割合
		平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 2年度	
保育所・認定こども園	(人/年)	70	54	54	83	65.0%
放課後児童健全育成 事業(児童クラブ)	(人/年)	23	32	41	35	117.1%

第3章 計画対象者の意見・ニーズと計画課題

1 アンケート調査結果の概要

アンケート調査は、本計画の策定にあたり、令和2年度に実施したものです。

本計画では、アンケート調査で把握した相談支援や生活支援、就労支援等に関する意見やニーズについて、策定の基礎資料とします。

図表 14 アンケート調査の概要

種類	調査対象	調査方法	調査時期
手帳所持者等調査	身体障害者手帳所持者、療育手帳所持者、精神障害者保健福祉手帳所持者、児童(児童発達支援事業、放課後等デイサービス事業利用者等) 合計 2,000 人	郵送法	令和2年7月～8月

図表 15 アンケート調査の回収結果

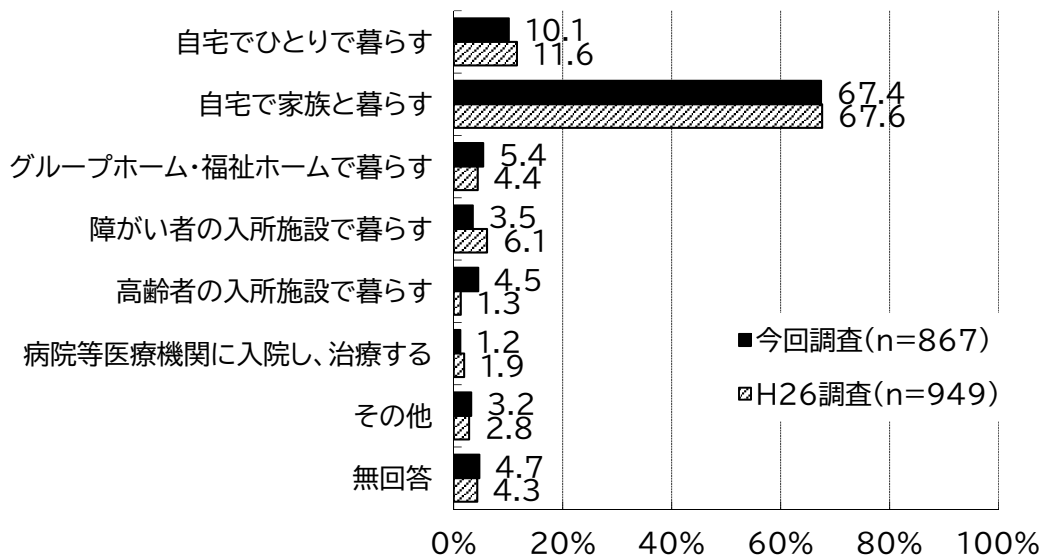
種類	回収数	有効回収数※	有効回収率	備考
手帳所持者等調査	912	867	43.4%	平成26年度に実施した調査の有効回収率47.5%

※問1-1で調査に「回答できない」とした方及び白票の方を除いた数

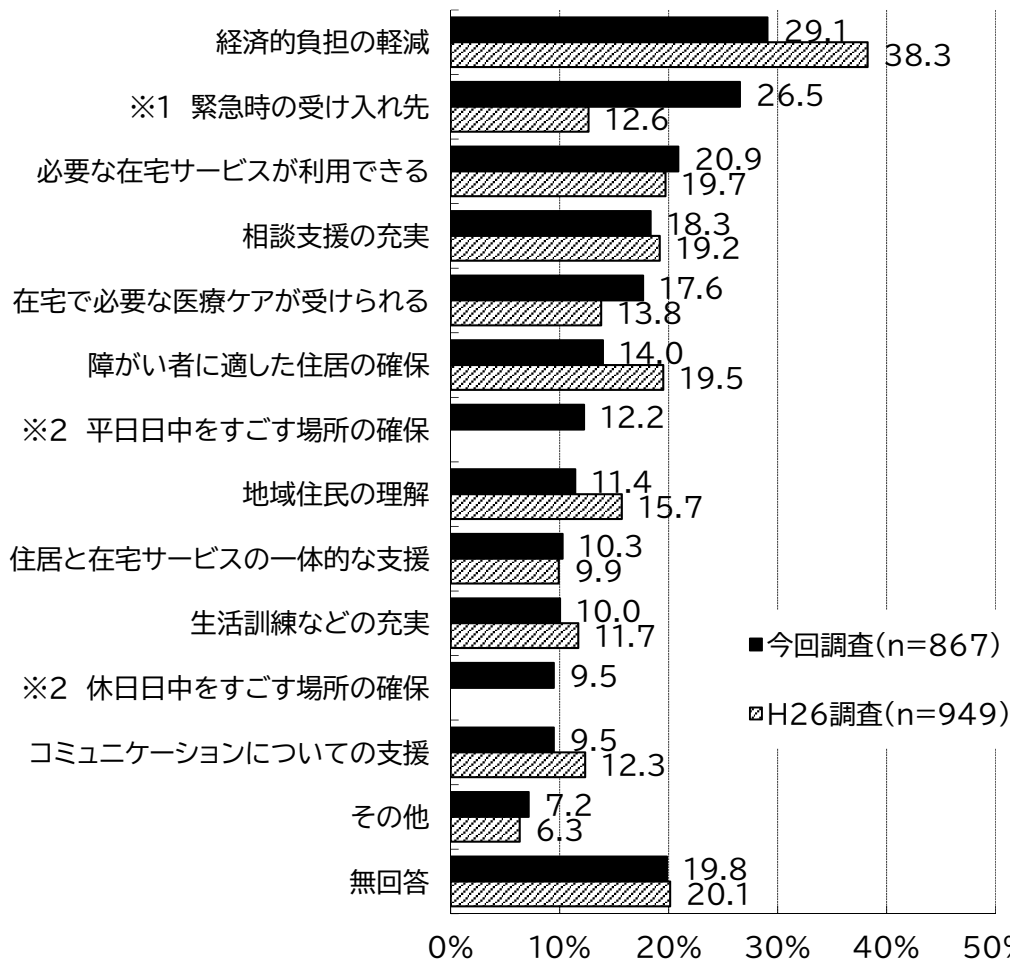
2 アンケート調査結果の要旨

(1) 今後の暮らし方の希望

ア 今後3年以内の暮らし方の希望...(単一回答)



イ 自宅や地域で生活するために必要な支援...(複数回答)

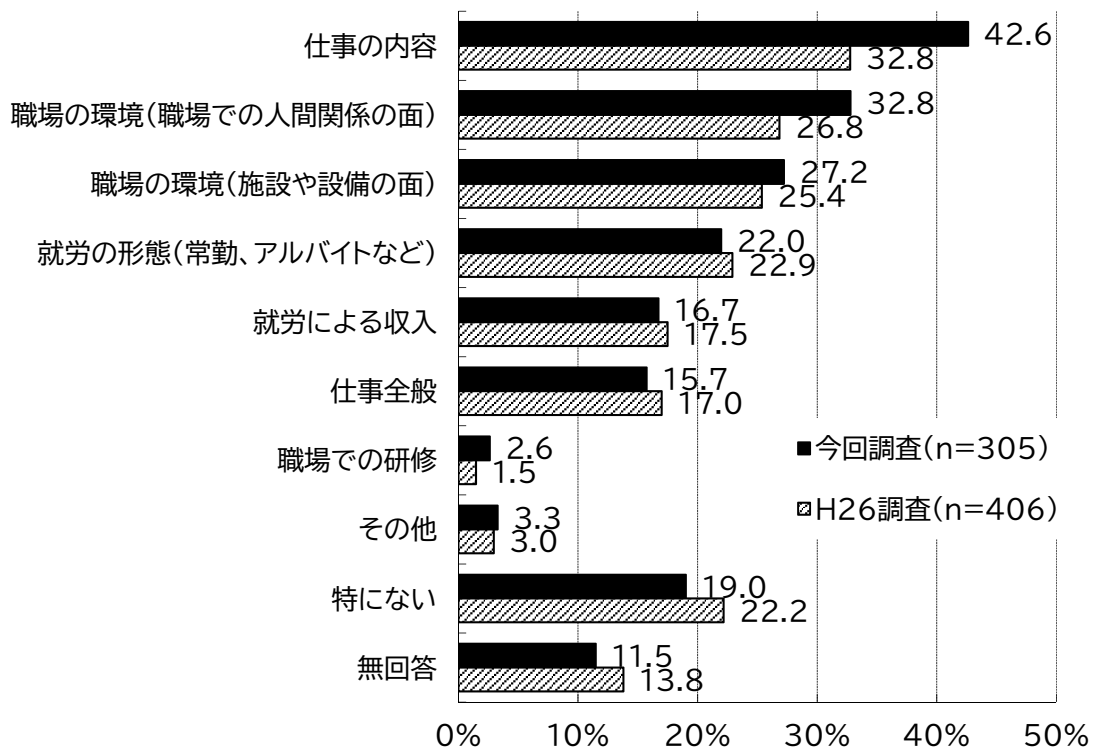


※1 H26調査は「24時間365日受付の相談窓口と緊急時のショートステイのある地域生活支援の拠点」

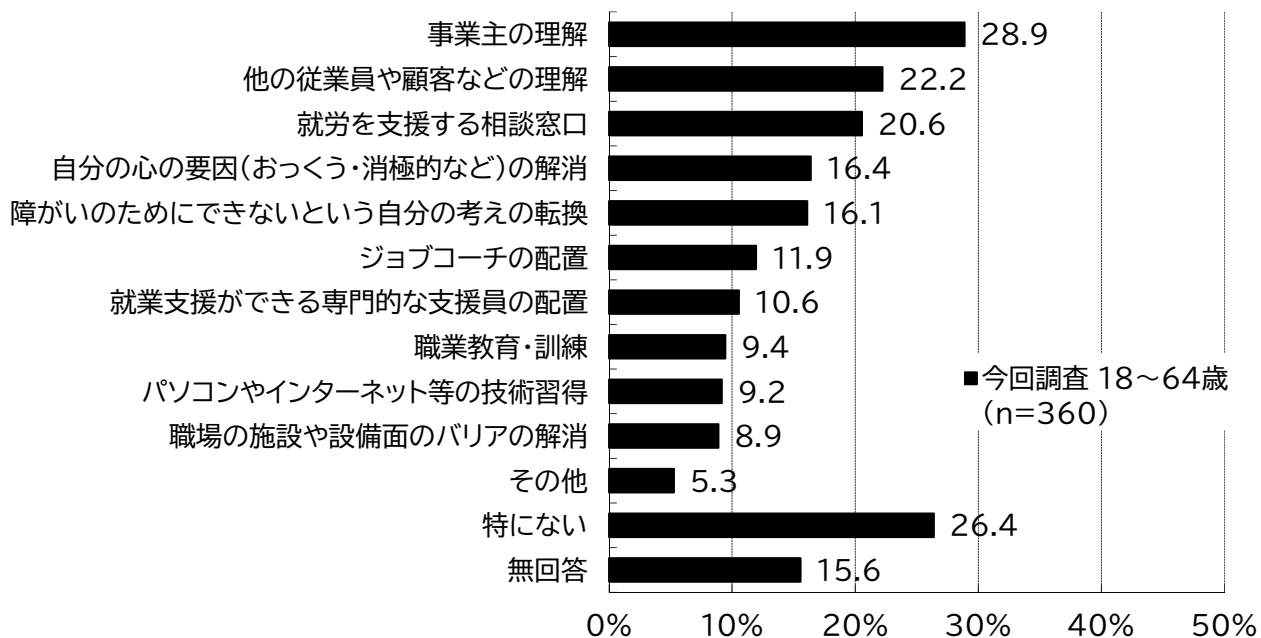
※2 H26調査は選択肢なし

(2)仕事や職場の満足度

ア 現在の仕事や職場について満足していること...(複数回答)



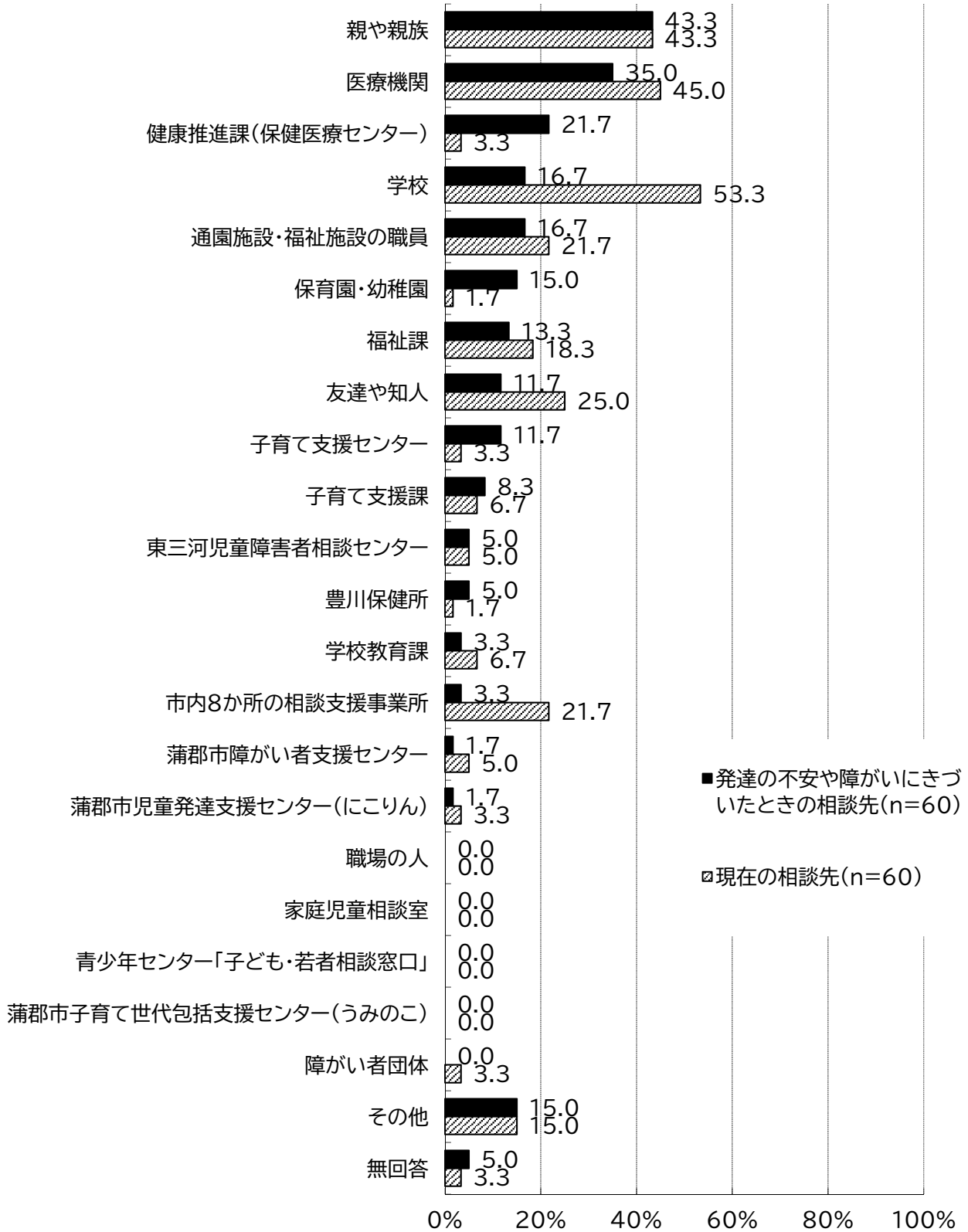
イ 仕事をする上で重要なこと、配慮してほしいこと...(複数回答)



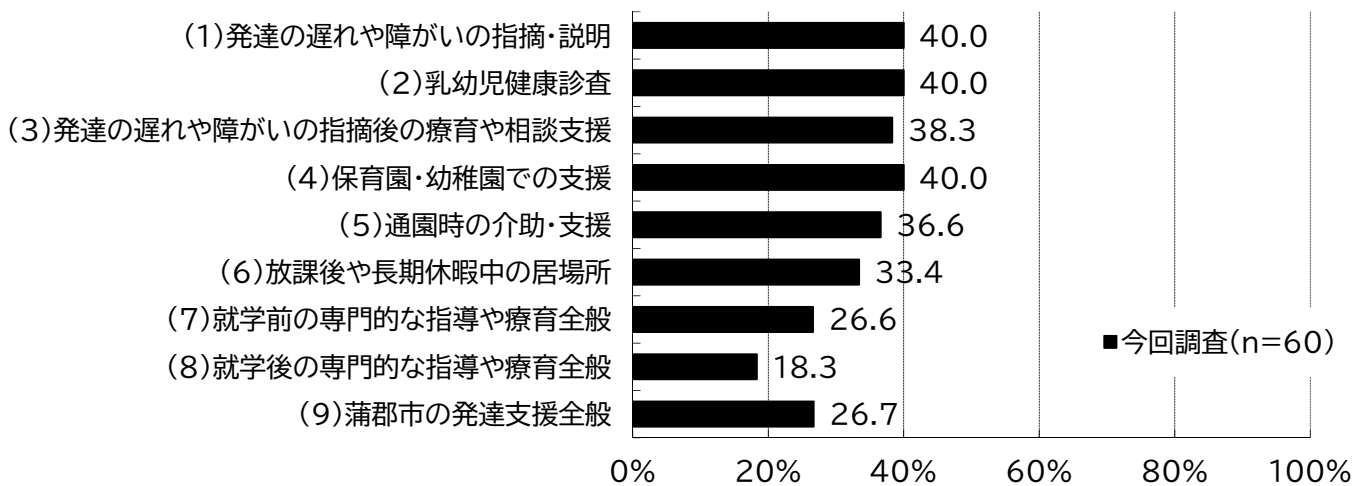
(3)発達支援について

ア お子さんの発達の不安や障がい気づいたときの相談先...(複数回答)

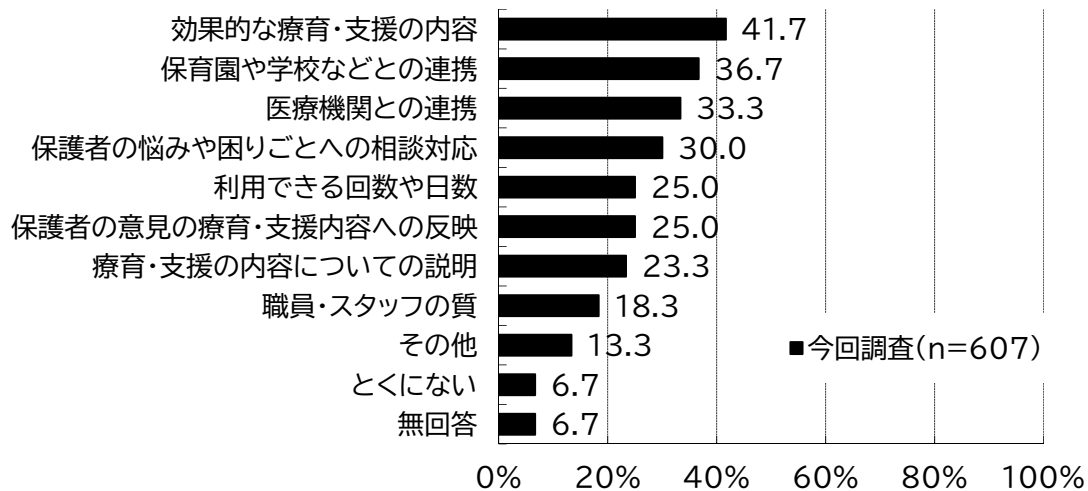
イ お子さんの発達の不安や障がいについての現在の相談先...(複数回答)



ウ 蒲郡市の発達支援の満足度...(単一回答)

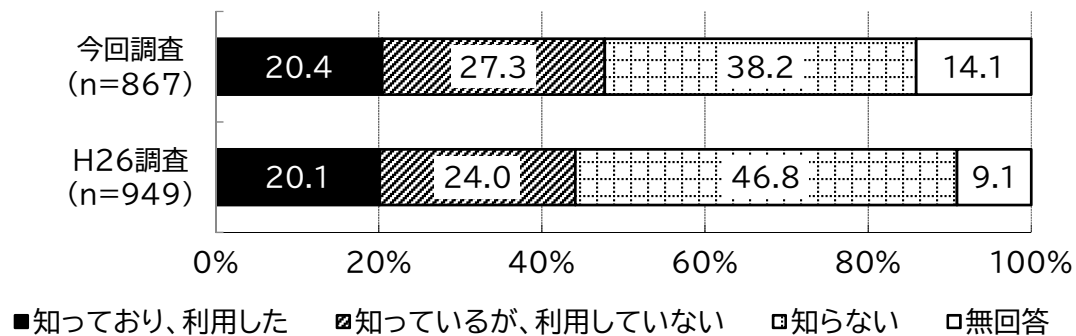


エ 蒲郡市の発達支援について、さらに充実してほしいこと...(複数回答)



(4)相談支援について

ア 蒲郡市障がい者支援センター及び相談支援事業所について...(単一回答)



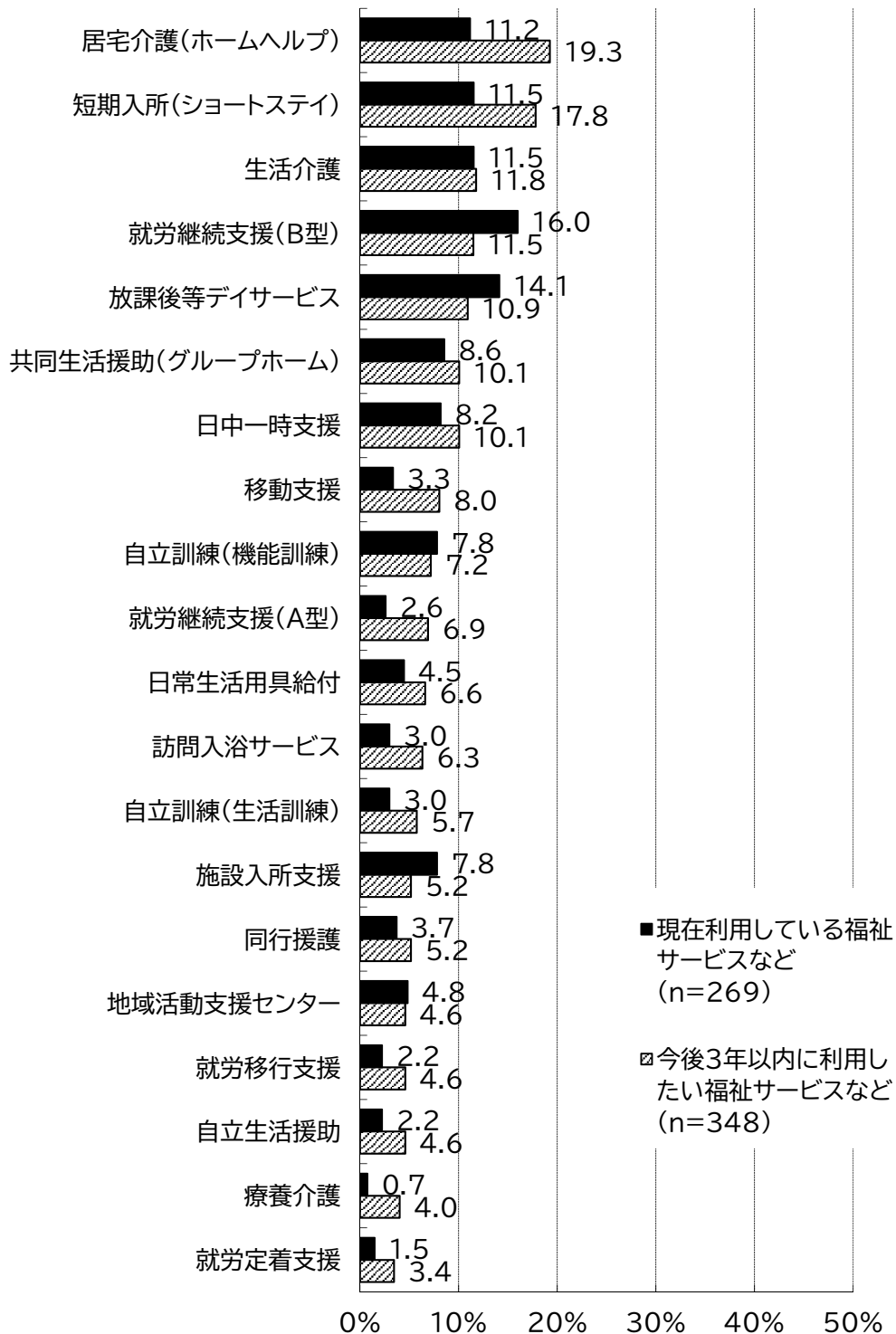
イ 相談しやすい体制をつくるために必要なこと...(複数回答)

手帳種別	上位①	上位②	上位③
身体障害者手帳所有者(n=591)	<ul style="list-style-type: none"> ● 曜日や時間に関係なく、いつでも相談できる(27.9%) ● 信頼できる相談者がいる(27.9%) 	<ul style="list-style-type: none"> ● プライバシーが守られる(21.3%) 	<ul style="list-style-type: none"> ● 身近な場所で相談できる窓口がある(16.9%)
療育手帳所有者(n=198)	<ul style="list-style-type: none"> ● 信頼できる相談者がいる(43.9%) 	<ul style="list-style-type: none"> ● 曜日や時間に関係なく、いつでも相談できる(29.3%) 	<ul style="list-style-type: none"> ● プライバシーが守られる(25.8%)
精神障害者保健福祉手帳所有者(n=122)	<ul style="list-style-type: none"> ● 信頼できる相談者がいる(52.5%) 	<ul style="list-style-type: none"> ● 曜日や時間に関係なく、いつでも相談できる(42.6%) ● プライバシーが守られる(42.6%) 	<ul style="list-style-type: none"> ● 身近な場所で相談できる窓口がある(26.2%)

(5)福祉サービスについて

ア 現在、利用している福祉サービスなど...(複数回答)

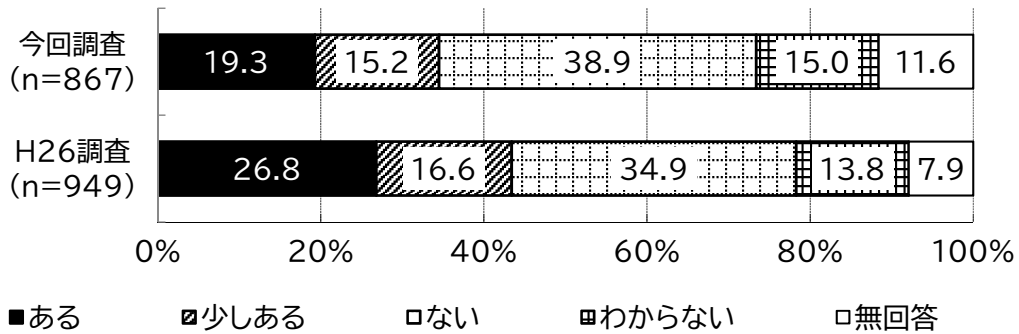
イ 今後3年以内に利用したい福祉サービスなど...(複数回答)



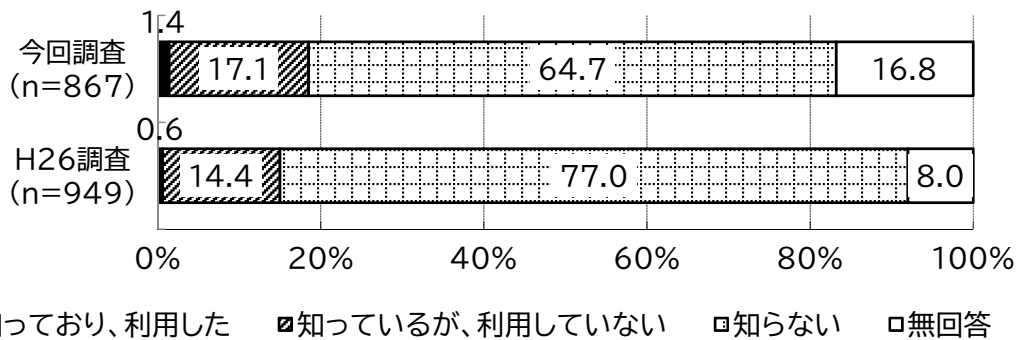
※今後3年以内に利用したい福祉サービスなど上位 20 のみグラフに掲載

(6)差別の解消と権利擁護について

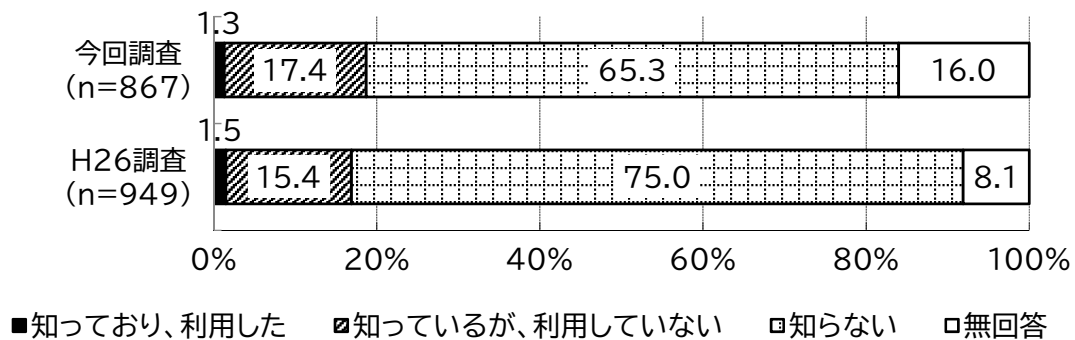
ア 障がい者を理由とする差別や嫌な思いを感じたこと...(単一回答)



イ 蒲郡市虐待防止センターについて...(単一回答)

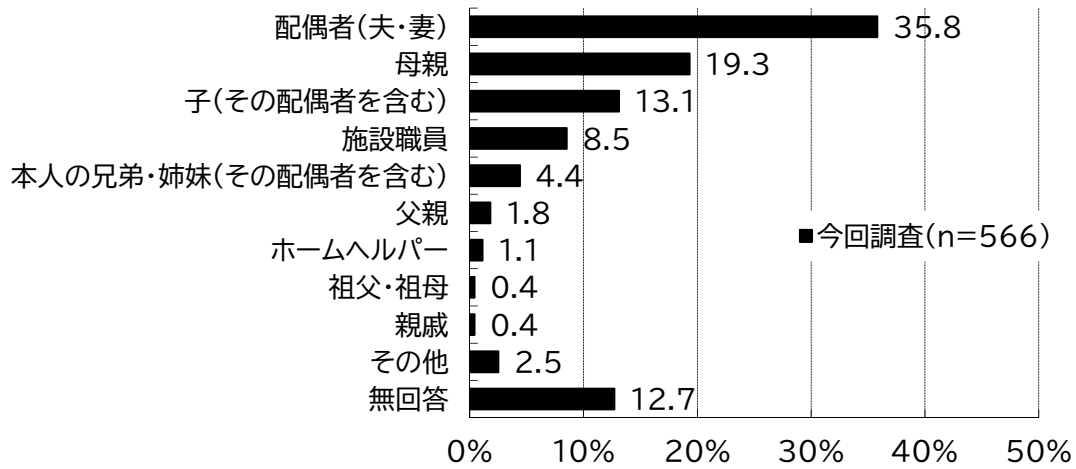


ウ 蒲郡市福祉課が虐待の通報・届けての受理、相談等の窓口であることについて...(単一回答)

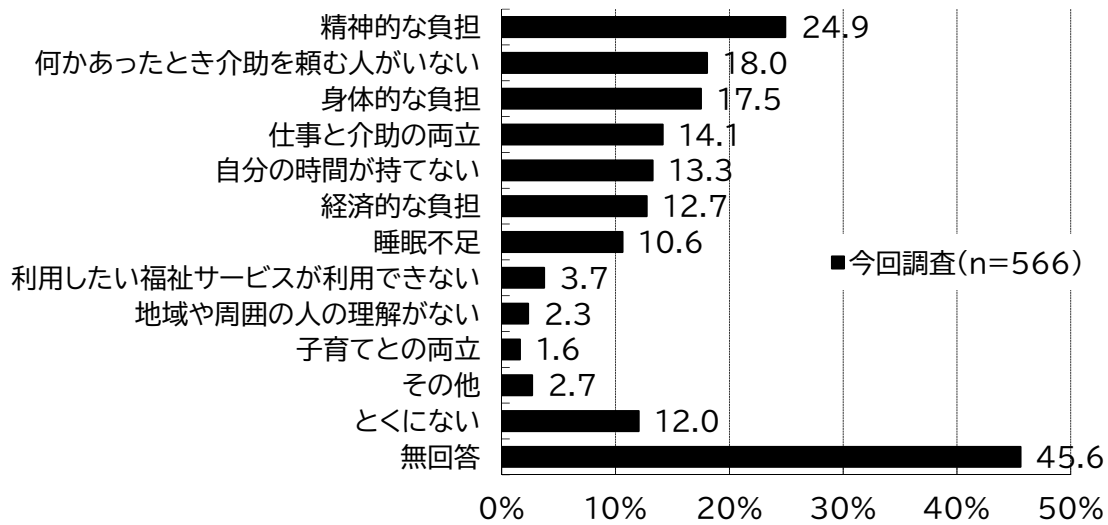


(7)主な介助者について

ア 主な介助者...(単一回答)



イ 介護者の悩みや不安...(複数回答)



3 インタビュー調査結果の概要

インタビュー調査は、本計画の策定にあたり、令和2年度に実施したものです。

調査は障がい者団体や障がい者福祉関連施設・事業所の代表者などを対象に、調査用紙により、計画の成果目標等に関する現状や課題、提案等を把握した上で、インタビュー調査当日は、グループインタビュー形式で調査を実施し、提案等の補足説明や出席者間での意見交換等を行いました。

図表 16 インタビュー調査の概要

グループ	名 称	種 別
令和2年 10月20日(火) 10時～12時	蒲郡市盲人福祉協会	当事者団体
	笑い太鼓家族会	当事者団体
	こどもデイサービス ぽると	児童サービス事業
	サポートくすの木	通所サービス事業
	つつじ寮	入所サービス事業
	愛知県立岡崎特別支援学校	支援学校
	愛知県立豊橋特別支援学校	支援学校
令和2年 10月20日(火) 13時30分 ～15時30分	蒲郡市身体障害者福祉協会	当事者団体
	蒲郡市聴覚障害者福祉協会	当事者団体
	蒲郡市手をつなぐ育成会	当事者団体
	NPO法人楽笑	通所・児童サービス事業
	愛知県立豊川特別支援学校	支援学校
	愛知県立豊川特別支援学校本宮校舎	支援学校
令和2年 10月23日(金) 10時～12時	太陽の家 愛知事業本部	通所サービス事業
	わくわくワーク大塚	通所サービス事業
	オレンジホーム	通所サービス事業
	地域活動支援センター しおさい	通所サービス事業
	蒲郡市社会福祉協議会	居宅サービス事業
令和2年 10月23日(金) 13時～15時	蒲郡精神障害者地域家族会 オレンジ友の会	当事者団体
	就労支援きずな蒲郡館	児童サービス事業
	岩崎学園 ふれあいの場	児童サービス事業

※各回には、蒲郡市障がい者自立支援センターも出席

【主な意見・提案等】

(1)施設入所者の地域生活への移行

- ここ10年ほどの間に施設入所者やその保護者の要望を受けて、グループホームを開設してきており、グループホームに入居した人が通所の施設に通いながら生活するという、この成果目標についてはある程度実現できてきている。
- グループホームの入居者も高齢化が進んでおり、例えば2階の入居者が2階に上がれなくなったときにどうするかとか、そういう問題への対応は今後きっと5年、10年先に大きな課題となる。
- 地域、自宅で暮らすとき、障害福祉サービスや地域生活支援事業を利用するが、そのほかに有償ボランティアがあるとか、有償サービスを利用したときに少しでも補助があれば、経済的な負担も軽減されてサービスが利用しやすくなり、援助、サービスの選択肢が増えるのではないか。
- 現状では、なかなかグループホームは空きがなくて、簡単には使えないという状態だと思うので、数を増やすとともに、早い段階でお試し、練習という形で使えていくとスムーズに、本人も保護者も心配なく使えるのかなと思う。
- 日中支援型のグループホームについては、住まいの部分も日中支援も一緒になっているので、入居者の状況の把握がしづらい面があり、サービスの質の把握やその確保面で課題がある。

(2)精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

- 現在、基幹病院である蒲郡市民病院には精神科の常勤の先生がいない。
- 蒲郡市の精神障がい者の年齢移行率、そして増加率を見ると、やはり保健、医療、福祉の縦割りをなくしていくことがとても重要で、蒲郡市障がい者支援センターを中心とするシステムを構築してほしい。
- 精神障がい者の家族会の会員が減少しており、会員の高齢化もあって、十分な活動が行えていない現状がある。
- 福祉の支援の場で、医療との連携が必要で、心療内科・精神科の人に講座をやってもらうというようなことも今後必要になってくる。

(3)地域生活支援拠点等の機能の充実

- 集団での支援よりも個々の支援が必要となってきたり、地域、自宅で生活するために暮らしを支えるサービスとかヘルパー事業を必要な場面で利用できるようになると、生活の基盤がしっかりするし、日中活動系、訓練系、就労系のサービスの利用の安定にもつながる。

- 地域、自宅で生活する上で、緊急時の受入先、短期入所、何かあったときに利用できるものが確保されていると安心につながるが、短期入所できる事業所が十分ではない。
- 個室化されていない入所施設では、短期入所の希望があっても、個室で十分なケアができないとか、強度行動障がいの方と同じスペースでいることで、いろいろなトラブルがある現状の中で、緊急の受け入れを円滑に行えるかという課題がある。
- 障がい者の方の高齢化が進んで、また、その支援をする保護者自身も高齢化している状況で、8050問題も実感しており、双方の支援が必要になってきている。
- 施設への通所の際に、家庭での準備のお手伝いサービスとか、家庭で生活する上で困っていたり、手伝ったりしてほしいところを把握し、そこが充実すれば、自宅でも問題なく生活できる人はいる。
- 手話ができる地域生活支援の事業所を増やしてほしい。
- ヘルパー人材が不足している中で、緊急時の訪問が困難な状況がある中で、緊急時の対応が支援計画を作成する際に事前に決まっていると、円滑に対応できるのではないか。
- 地域生活の支援において、一人暮らしの方などへの食事面について改善、栄養面の改善も課題の一つである。
- 地域定着支援という体制が十分に整っていないという課題がある。相談支援事業所の中でも、地域定着支援を行える事業所は限られている。
- 就労継続支援A型を定年退職した後は、福祉との接点がなくなるので、退職後、必要な方に生活支援や介護保険等の介護サービスを円滑に提供することが課題ではないか。
- 入所施設の入所者は高齢化が進んでおり、介護保険サービスに移行するとどのようになるのか、入所者本人も施設側も不安に感じている部分がある。
- 包括ケアという形で介護保険も障がい福祉も一緒になって、支援していく、そういうところまでは蒲郡では至っていない。

(4)福祉施設利用者の一般就労への移行

- 特に障がい者雇用をしていない企業の方と話すと、やっぱり障がいのある子に対する理解がないというか、あんまり触れたことがないというような感じを受ける。今、インクルーシブ教育ということで、障がいの有無に関わらず一緒に教育を受けていくということが進んでおり、理解が進むと、働く機会とか、そういった機会が増えていくかなと思っていますので、長期的な視点ではこのような教育が進んでいくといいと思う。
- 就労移行支援や就労定着支援について、一般就労への移行実績や定着の実績を利用者等に公表して、さらに促進を図ってはどうか。
- トライアル雇用を利用する条件をクリアできない企業に対して、試行に対する3か月などの補助金を支給する仕組みがあると、雇用先の幅が広がるのではないか。

(5) 児童発達支援等の提供体制の整備等

- 思春期になった利用者への対応の仕方等について、事業者間で事例を共有できるとよい。
- 服薬のことや薬の影響のことなど、細かい情報の共有を医師等とできればよい。
- 児童発達支援センターが各相談支援事業所、福祉事業所と連携し、コーディネート機能を果たしていくことが、保護者のより一層の安心につながっていくのではないかと。
- 放課後等デイサービス本来の制度目的から外れてしまう利用の仕方(塾を使うように福祉サービスを利用等)が見られるので、福祉サービスについての正しい情報を正しく伝える仕組みが蒲郡市に必要。
- 保育園等に通う外国人の親子への意思疎通支援が課題であり、児童発達支援センターができて、外国人の親子が今年度「にこりん」を利用するようになり、つながりは広がりつつあるが、さらに日常の意思疎通の場面を増やしていく必要がある(通訳派遣や機器の活用等)。
- 幼児教育・保育の無償化の影響もあって、就園後に初めて療育につながる児童が増えており、保育園等に通いながら受ける新しい療育プログラムの開発が必要である。
- 浜町福祉センターには、公共の交通機関で行きづらい状況であり、バスルートの拡充が課題である。
- 母子分離型の療育の場が不足しており、空いている施設等を活用して療育の場を増やすことが課題である。
- ペアレントトレーニングは親子関係に有効であり、今後はその対象を保護者だけでなく、支援者にも広げて実施していけるとよい。
- 発達障がいへの対応が課題。中学校や高等学校では一般の学校、学級に通い、発達支援との接点がないまま、就職した後に問題が顕在化するケースが比較的多く、引きこもりにつながってしまうケースがある。中学や高校の年代における発達支援を必要とする生徒の状況把握など、学校側との連携が課題。

(6) 医療的ニーズへの対応

- 重度の障がい児や障がい者の方を緊急時に受け入れられる施設を充実させてほしい(例えば、災害時に非常食でもミキサー食が必要になってきたり、人工呼吸器などを使ったりしているとか、そういう場合は電源が必要になってくるので発電機が要るとか)。
- 医療的ケアが必要な障がい児者を受け入れる日中の施設が遠い場所にあるので、市をまたいで利用しており、蒲郡市にもそういうところがあるとよい。

(7)子ども・子育て支援等の提供体制の整備

- 児童クラブと放課後デイサービスを併用しているという児童がいるので、連携が取れるよい。
- 放課後等デイサービスに小学1年生が利用者として入った際、保育園での情報(興味があること、気をつけたいこと等)を共有できたらと思うが、現在はそのような共有には至っていない。
- 保健センター、子育て支援機関、学校、福祉サービス事業所、行政が連携・協働することがより一層求められてきている。
- 放課後等デイサービスが不足している中で、児童クラブに発達支援を必要とする児童が通う場合に、どのように円滑に支援していくか、学校との連携等が課題である。

(8)相談支援体制の充実・強化

- 直接対面で話したいということも多いので、相談員に訪問してもらえ、そのような環境が充実すればよい(視覚障がい者は基本的に移動が大変)。
- 障がいの特徴を学ぶ場を、例えば1年に2回とか、専門員の先生を呼んで開催し、相談員がそういうところに参加するということがあれば、障がいの特徴を知ることによってトラブルが少なくなると思う。
- 蒲都市と相談機関と事業所が連携し、事業所への紹介、体験入所などのあっせんなど、相談者に合った事業所の紹介をしてもらえればと思う。
- 虐待の相談窓口の周知については、相談員が家庭訪問時、案内、説明を実施して、根気よく周知してもらう必要がある。
- 医療的ケア等が必要な重度の障がい児者に対する専門的な指導や助言ができる相談支援専門員が増えるとさらによい。
- 相談支援専門員同士の関係性がより強くなり、みんなで連携して動いていけるようなチームづくりが当たり前になるような仕掛けをしてもらいたい。
- 虐待防止、早期対応のための体制について、児童や高齢者の虐待の窓口との連携が課題。
- 相談支援専門員が全般的に不足している。また、幼児期の発達について相談できる相談支援専門員の数が少ないとともに、多職種(保育士や保健師、臨床心理士等)の相談員の体制づくりができるとよりよい。

(9)障害福祉サービスの質の向上

- 専門性を高める研修というのが本当に一番大事なと思うので、障害福祉サービスの研修、そのほかの研修への職員の参加をやってほしい。

- 蒲郡市独自で市内の事業所を対象に研修を行って、対象としては現場レベルの職員が対象になれば、専門性や知識を高めることと、横とのつながりが深められるのではないかと。
- 入所者等の高齢化が進んでいるということで、介護分野の研修とかに興味はありますし、介護福祉士の資格者も多くいますので、そのような研修に関する市からの情報があるとよい。
- グループホームの世話人について、心のケアや支援に必要なスキルとか、知識の習得があったらいい。
- 事業所間の合同の研修を行い、費用も市が負担するのではなくて、各事業所で案分し、負担軽減と質の高い研修の実施につなげるようなことを市の計画に組み入れてほしい(年に1回、合同研修)。
- 自立支援協議会のメンバーに盲学校や聾学校を加えてほしい。
- 研修は動画配信など、効率的に参加できる手法を考えてほしい。
- 交流する機会、例えば介護保険サービス事業所と話をする機会とか、そのような機会があるとよい。
- 研修は他の施設の職員に来てもらうのが効率的で効果的。ただし、実施している事業に見合った講師を呼ばないといけない。就労のことなら、この事業所の職員に、介護サービスのことなら、この事業所の職員というように、先進的に取り組んでいる施設職員を講師にする仕組みがよいのではないかと。

(10)障害福祉人材の確保

- 事業所フェアに参加して、いろんな事業所を一度にそこで見ることができるのでとてもよい。
- 福祉に興味があるとか、働きたい人が蒲郡市の各事業所を見学するコース等を実施して、市内の事業所を周知してもらいたい。
- 未来の働き手、担い手になる小学生、中学生、高校生が、小さい頃から福祉がより近いものになってもらうと、働いてもらえるかと思う。
- グループホームの世話人などは、就労の時間帯によってはなかなか募集しても難しい。
- 入所施設ということで夜勤があり、それが大きな障壁になっていると思われる。女性職員の獲得の難しさ、また、結婚、出産ということで、経験年数を積まれた女性の職員の層の薄さということが大きい問題である。
- 合同の就職フェアを行うとか、各事業所がお金を出し合って、その一部を行政が負担して、年に1回、蒲郡市福祉施設見本市みたいな感じで就職フェアを名古屋市など、若い学生が集まるところで開くとか、そういう仕掛けをしてはどうか。
- 蒲郡市で働くメリットというものを市として考えてほしい。例えば、家賃の一部補助だったりとか、資格取得の一部補助だったりとか、そういったものを組み入れてセットで人材確保を行っていくということを計画してほしい。

4 計画課題

令和2年度目標値の進捗状況、第5期における障害福祉サービス等の実績、また、アンケート調査やインタビュー調査を通して寄せられた当事者や関係者の意見を踏まえ、第6期障害福祉計画及び第2期障害児等福祉計画における課題を設定します。

(1)第6期障害福祉計画における課題

ア 多様な居住の場の確保

地域移行の促進に向けては、施設入所者の意向を把握した上で、整備を推進している共同生活援助(グループホーム)をはじめ、空き家対策と福祉サービスの連携、民間賃貸住宅の活用促進などによる、地域での住まいの多様化を進めていく必要があるほか、グループホームの質の確保も課題です。

イ 総合的な生活支援の充実

アンケート調査によると、自宅や地域で生活するために必要な支援について、「緊急時の受け入れ先」との回答率が比較的高く、福祉サービスの利用で今後してほしいことは、「急なときでも利用できる」が最上位となっています。

本市は第5期計画に基づき、地域生活支援拠点等を市内に整備しました。今後は地域生活の継続が困難になったときの緊急的な対応について、市や相談支援専門員、豊川保健所等の関係機関の連携による対応とともに、緊急時に対応できる事業所の確保が課題です。

また、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けては、地域移行支援及び地域定着支援、自立生活援助の各事業について、今後も精神科病院と連携しつつ、総合的な生活支援を実施するとともに、障がい福祉・介護事業者が、精神障がいの程度によらず地域生活に関する相談対応や支援ができるよう、保健・医療・福祉関係者による協議の場を通じた連携強化を図る必要があります。

さらに、福祉施設の入所者の地域生活への移行にあたっては、施設入所者の高齢化が進んでいることを踏まえつつ、介護保険サービスと連携した取組が求められるほか、福祉施設を退所し、地域生活へ移行した高齢の障がい者への生活支援や介護保険サービスへの円滑な接続も課題としてあがっています。

ウ 雇用・就業への支援の充実

企業等への障がい者雇用の啓発とともに、福祉的就労から一般就労への移行支援や日中活動の場の提供にあたり、関係機関のさらなる連携強化の仕組みづくりと就労支援の質の向上、離職を防ぐ定着支援の強化の取組が課題です。

エ 地域の相談支援体制の強化

本市では、地域の相談支援の中核的な機関として、基幹相談支援センター「蒲郡市障がい者支援センター」を設置し、総合的な相談業務とともに、地域の相談支援事業者間の連絡調整や、関係機関の連携の支援、意思決定支援等を行っています。

今後も、「蒲郡市障がい者支援センター」を核として、相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言とともに、相談支援専門員の確保が大きな課題であるほか、分野を超えた相談機関相互の連携強化を通じて、地域共生社会の実現に向けた包括的な相談支援体制の構築が求められます。

また、アンケート調査によると、蒲郡市虐待防止センターや、蒲郡市福祉課が虐待の通報・届出の受理、相談等の窓口であることについて、5年前のアンケート調査結果と比べて認知度に変化が見られないことから、窓口の市民への周知が課題です。

オ 障害福祉サービスの質の向上のための取組の推進

本市では、基幹相談支援センター「蒲郡市障がい者支援センター」による市内事業所への訪問指導を実施しており、今後もこの取組の継続や研修機会の充実と職員の参加促進、蒲郡市自立支援協議会における課題に応じた部会の強化等を通じて、障害福祉サービスの質の向上を図る必要があります。

カ 障害福祉人材の確保のための取組の推進

本市では、市内事業所を紹介する「事業所フェア」を開催しており、今後もこの取組の継続とともに、子どもたちに福祉の仕事の魅力を伝える取組や蒲郡市で働く魅力を伝えられるような取組を検討する必要があります。

(2)第2期障害児等福祉計画における課題

ア 児童発達支援センターを中核とした重層的な地域支援体制の構築

アンケート調査によると、市の発達支援について、さらに充実してほしいことは「効果的な療育・支援の内容」に次いで、「保育園や学校などとの連携」、「医療機関との連携」と続いています。

本市は第1期計画に基づき、支援の中核となる児童発達支援センター(にこりん)を整備しており、今後は、蒲郡市自立支援協議会「こども部会」等を通じて、児童発達支援センター(にこりん)、子育て世代包括支援センター(うみのこ)、保健センター、児童発達支援事業所、放課後等デイサービス事業所、障がい者支援センター等の関係機関との連携を強化し、効果的で、切れ目の無い一貫した療育・支援を提供する体制の構築を進める必要があります。

また、外国人を含め、発達支援を必要とするすべての児童の適切なサービス利用につなげるために、十分な知識や経験を有する相談支援専門員や必要な意思疎通支援を確保するとともに、効果的な療育プログラムを提供していくことが課題です。

イ 医療的ケアが必要な児童に対する支援の充実

本市では、蒲郡市自立支援協議会「こども部会」等を通じて、医療的ケア児の支援に関わる医療関係者との連携を進めています。

今後も支援の基盤整備の強化を図るにあたり、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関による連携強化、重度障がい児等に対応できる支援事業所の確保、医療的ケアを含めた相談支援の充実等、総合的な支援の充実を進める必要があります。

ウ 学校と連携した、発達障がいへの対応の充実

発達障がいの早期支援には、発達障害者等の家族等への支援が重要であり、ペアレントトレーニングなどの家族等に対する支援の充実とともに、就職後を見すえつつ、小学校や中学校、高等学校との連携を強化し、早期の発達支援につなげていくことが課題です。

エ 就学前の保育・教育及び放課後児童対策の充実

本市では、蒲郡市自立支援協議会「こども部会」等を通じて、児童発達支援センター(にこりん)、子育て世代包括支援センター(うみのこ)等の関係機関の連携を進めています。

今後も発達支援を必要とする児童に対する就学前の保育・教育及び放課後児童対策の充実に向けて、関係機関で児童一人ひとりの状況や課題、保護者のニーズを共有しつつ、保育所、認定こども園、児童クラブの受け入れ態勢の整備等を図っていくことが課題です。

第4章 第6期障害福祉計画

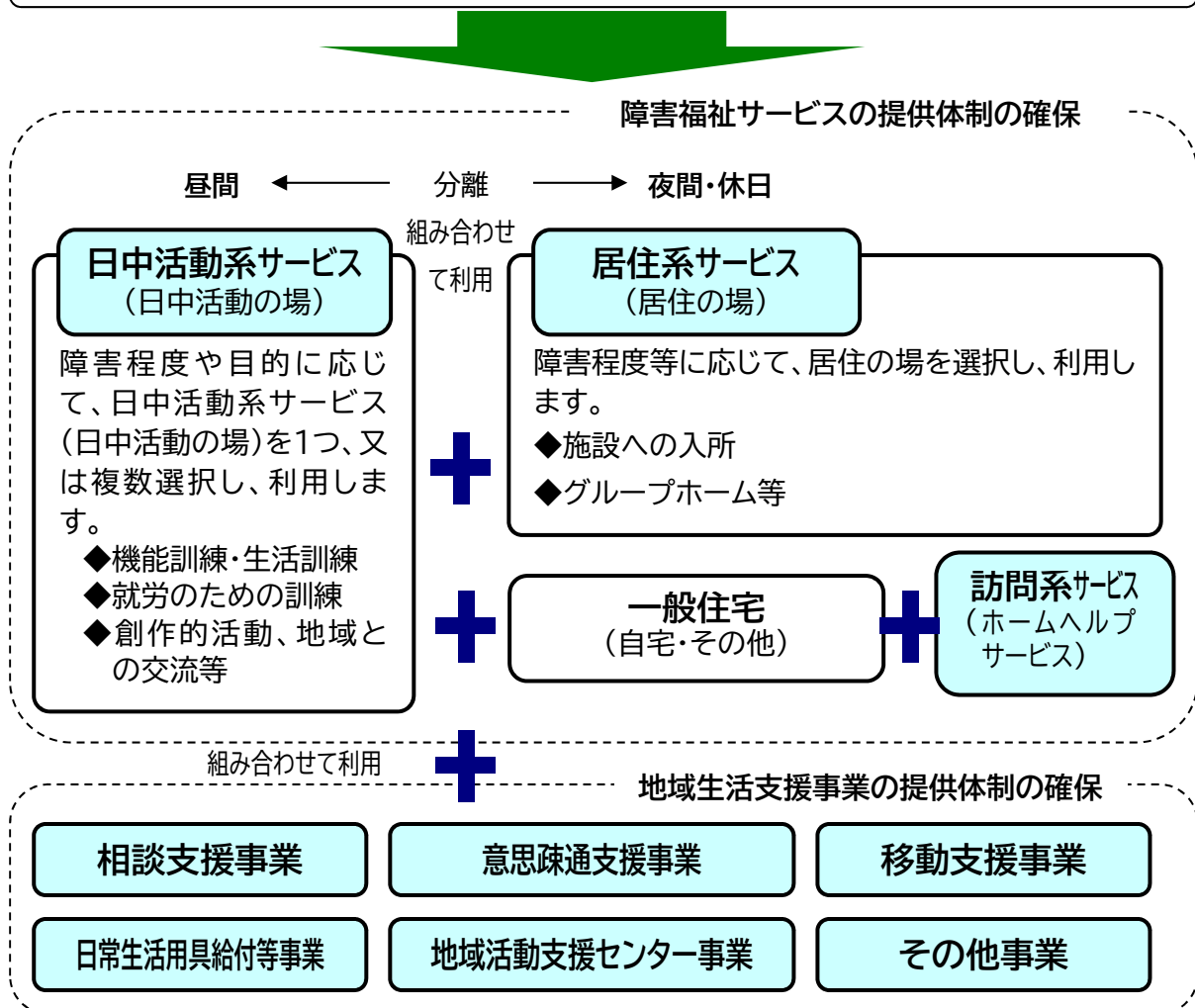
1 サービス提供体制の確保に関する基本的な考え方

本計画は、国の基本指針の改正内容に即して、障害者総合支援法に基づくサービスの整備目標とその確保のための方策について定めます。

基本的な考え方は、次のとおりとし、計画課題を踏まえて、令和5年度の成果目標を設定した上で、需要等に応じた「障害福祉サービス」と「地域生活支援事業」の提供体制の充実（活動指標の設定）を図り、自立した生活と「地域共生社会」の実現を目指します。

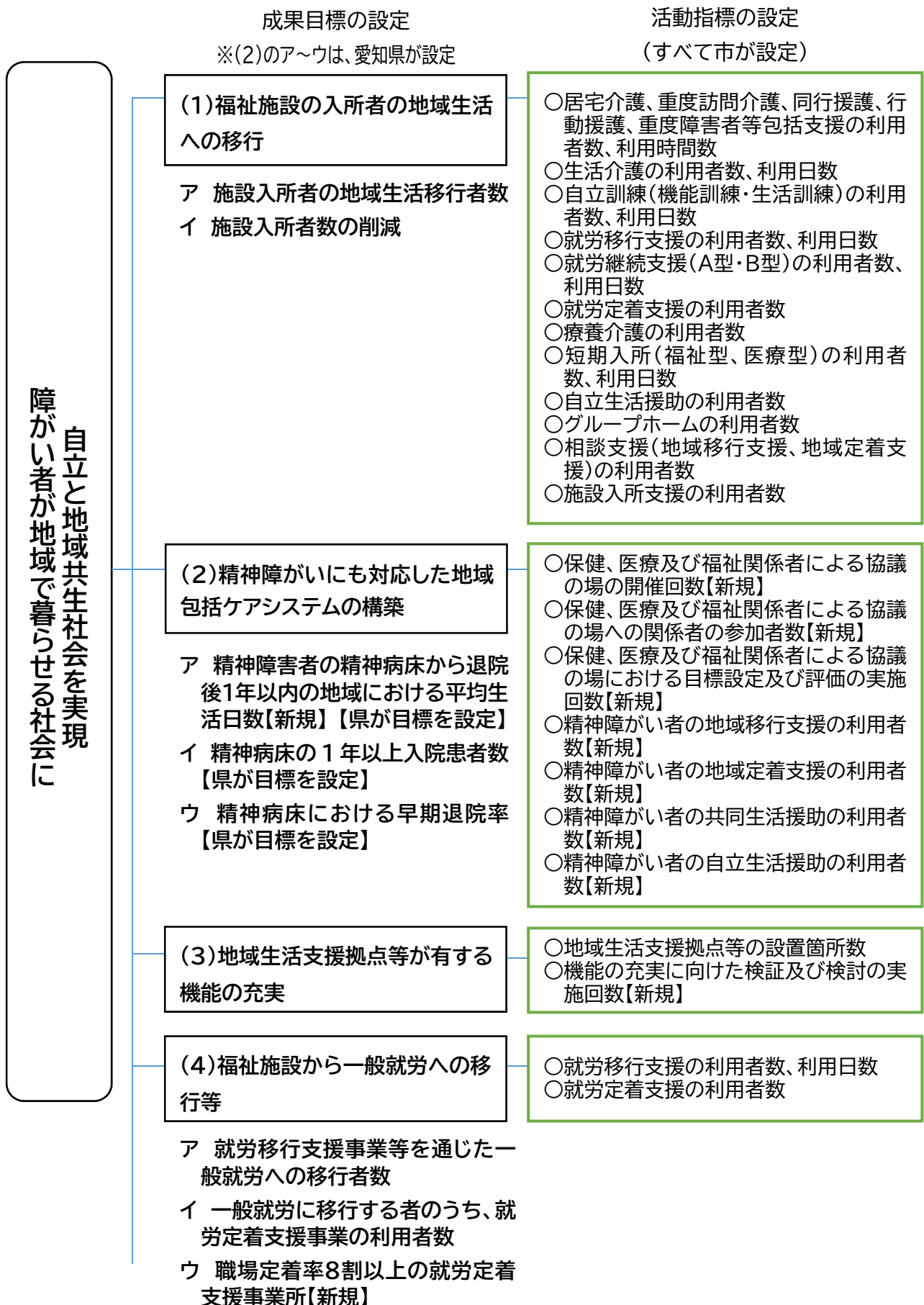
図表 17 サービス提供体制の確保に関する基本的な考え方

- 1 必要な訪問系サービスを保障
- 2 希望する日中活動系サービスを保障
- 3 グループホーム等の充実及び地域生活支援拠点等の機能の充実
- 4 福祉施設から一般就労への移行等を推進



図表 18 成果目標と活動指標

(1)～(6)は、国の基本指針で示された成果目標です。



成果目標の設定

(5)相談支援体制の充実・強化等 【新規】

ア 各市町村又は各圏域で、相談支援体制の充実・強化に向けた体制を確保

(6)障害福祉サービス等の質の向上【新規】

ア 各都道府県や各市町村において、サービスの質の向上を図るための体制構築

活動指標の設定

- 相談支援(地域移行支援、地域定着支援)の利用者数
- 障害の種別や各種のニーズに対応できる総合的・専門的な相談支援の実施
- 地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言件数の見込み
- 地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数
- 地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数

- 都道府県が実施する障害福祉サービス等に係る研修その他の研修への市町村職員の参加人数
- 障害者自立支援審査支払等システム等による審査結果を分析してその結果を活用し、事業所や関係自治体等と共有する体制の有無及びその実施回数

発達障がい者等に対する支援【新規】

- ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数

図表 19 成果目標と計画課題の関係

成果目標	関連する計画課題※
(1)福祉施設の入所者の地域生活への移行	(1)ア <ul style="list-style-type: none"> ● 空き家対策と福祉サービスの連携、民間賃貸住宅の活用促進などによる、地域での住まいの多様化とグループホームの質の確保
	(1)イ <ul style="list-style-type: none"> ● 施設入所者の高齢化が進んでいることを踏まえた、介護保険サービスと連携した取組 ● 福祉施設を退所し、地域生活へ移行した高齢の障がい者への生活支援や介護保険サービスへの円滑な接続
(2)精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築	(1)イ <ul style="list-style-type: none"> ● 地域移行支援及び地域定着支援、自立生活援助の各事業について、精神科病院と連携した総合的な生活支援 ● 障がい福祉・介護事業者が、精神障がいの程度によらず地域生活に関する相談対応や支援ができるよう、保健・医療・福祉関係者による協議の場を通じた連携強化
(3)地域生活支援拠点等が有する機能の充実	(1)イ <ul style="list-style-type: none"> ● 地域生活の継続が困難になったときの緊急時に対応できる事業所の確保 ● 施設入所者の高齢化が進んでいることを踏まえた、介護保険サービスと連携した取組【再掲】 ● 福祉施設を退所し、地域生活へ移行した高齢の障がい者への生活支援や介護保険サービスへの円滑な接続【再掲】
(4)福祉施設から一般就労への移行	(1)ウ <ul style="list-style-type: none"> ● 企業等への障がい者雇用の啓発 ● 関係機関のさらなる連携強化の仕組みづくりと就労支援の質の向上 ● 離職を防ぐ定着支援の強化の取組
(5)相談支援体制の充実・強化等	(1)エ <ul style="list-style-type: none"> ● 「蒲郡市障がい者支援センター」を核として、相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言の継続 ● 相談支援専門員の確保 ● 地域共生社会の実現に向けた包括的な相談支援体制の構築

※関連する計画課題の詳細は、39・40 ページを参照(文頭の番号は 39・40 ページの課題の番号)

成果目標	関連する計画課題※
<p>(6)障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築</p>	<p>(1)オ</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 「蒲郡市障がい者支援センター」による市内事業所への訪問指導の継続 ● 研修機会の充実と職員の参加促進 ● 蒲郡市自立支援協議会における課題に応じた部会の強化
<p>上記(1)～(6)のすべて</p>	<p>(1)カ</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 市内事業所を紹介する「事業所フェア」の継続 ● 子どもたちに福祉の仕事の魅力を伝える取組や蒲郡市で働く魅力を伝えられるような取組の検討

※関連する計画課題の詳細は、39・40 ページを参照(文頭の番号は 39・40 ページの課題の番号)

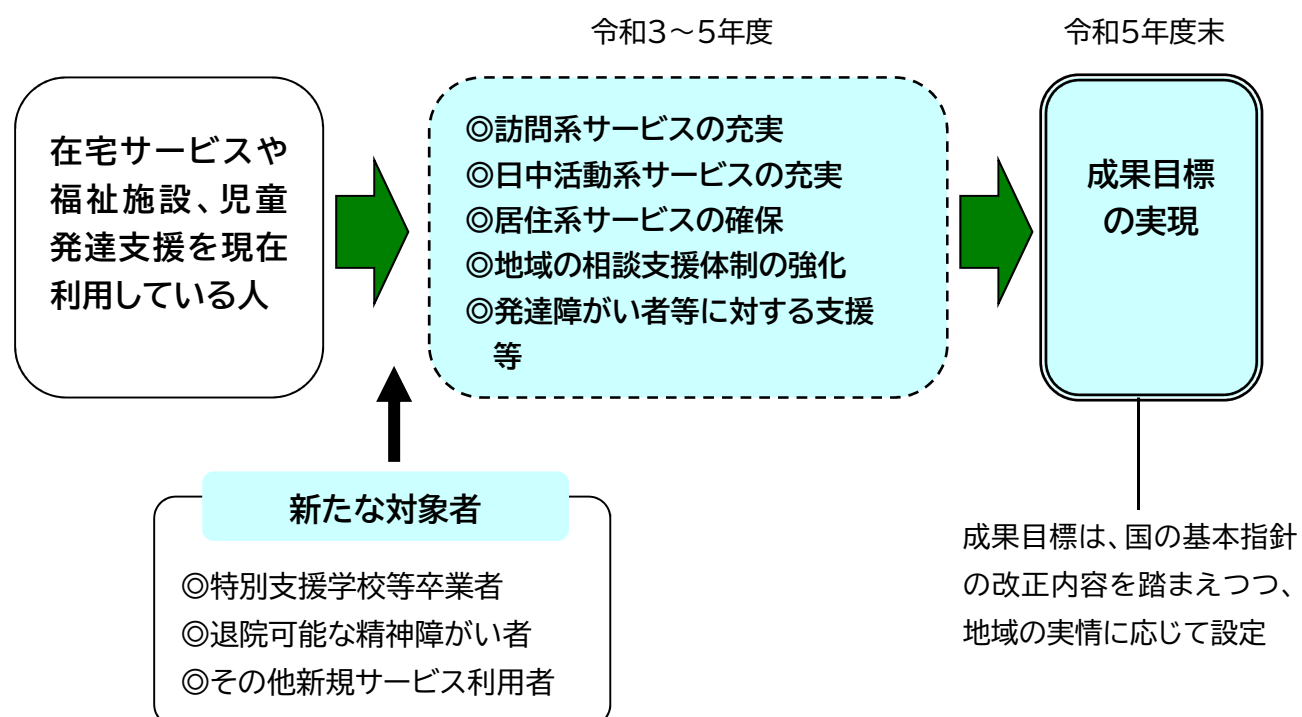
2 令和5年度の成果目標

本計画では、地域生活への移行や就労支援を進めるため、令和5年度の成果目標として、次の4つの事項に関する目標値(成果目標)を設定します。

- (1)福祉施設の入所者の地域生活への移行
- (2)精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築
- (3)地域生活支援拠点等が有する機能の充実
- (4)福祉施設から一般就労への移行
- (5)相談支援体制の充実・強化等【新規】
- (6)障害福祉サービス等の質の向上【新規】

6つの成果目標の設定にあたっては、国の基本指針の改正内容を踏まえつつ、第5期における実績等本市の実情に応じて設定します。

図表 20 目標値実現までの流れ



(1)福祉施設の入所者の地域生活への移行



本市は、施設入所から地域生活への移行を推進する観点から、令和5年度末における地域生活への移行に関する成果目標を設定します。

なお、目標値については、国の基本指針では、令和5年度末時点で、令和元年度末の施設入所者数の6%以上が地域生活へ移行し、令和5年度末時点の施設入所者数を令和元年度末時点の施設入所者数から1.6%以上削減する目標値が設定されています。

本市はその基準に従って、次のとおり成果目標を設定し、目標値の実現に向けて、グループホーム等の整備や地域生活支援拠点等の機能の充実を図ります。

図表 21 福祉施設の入所者の地域生活への移行

事項	数値		備考
施設入所者数 令和元年度末時点	86 人	(A)	※施設入所支援の利用者数
目標年度入所者数	84 人	(B)	令和5年度末の見込み
増減見込み目標値	2 人	削減率 (2.3%)	(B) - (A)の値
地域移行目標値 合計	6 人	移行率 (7%)	令和5年度末までに施設入所からグループホーム等への地域移行を目指す方の数の合計

(2)精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

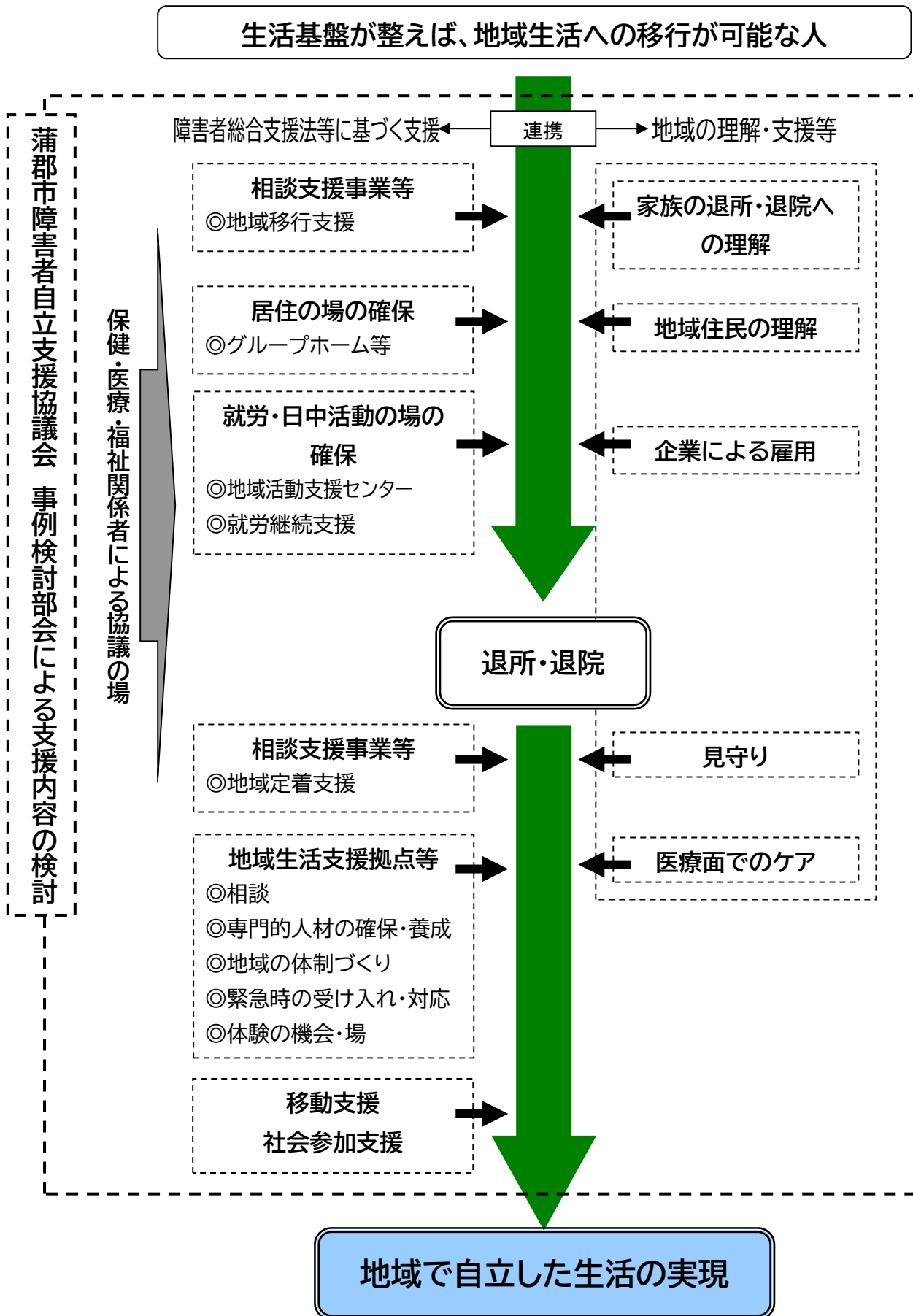


精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築については、精神障がいに対する、地域住民の理解の促進を図りつつ、次の成果目標を設定します。

図表 22 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

事項	数値	備考
精神障害者の精神病床から退院後1年以内の地域における平均生活日数【新規】	316 日以上	令和5年度末
精神病床の1年以上入院患者数	65 歳以上 25 人 65 歳未満 26 人	令和5年度末
精神病床における早期退院率	入院後3か月時点 69% 入院後6か月時点 86% 入院後1年時点 92%	令和5年度

図表 23 地域生活への移行支援・地域包括ケアシステムの構築



(3) 地域生活支援拠点等が有する機能の充実



本市は、障がい者の居住支援と地域支援の一体的な機能の充実を図る観点から、地域生活支援拠点等の機能の充実に関する成果目標を設定します。

なお、目標値については、国の基本指針では、令和5年度末までの間、各市町村又は各圏域に1つ以上の地域生活支援拠点等を確保しつつ、その機能の充実のため、年1回以上運用状況を検証、検討するという目標値が設定されています。

地域生活支援拠点等は、地域で障がい者や発達支援を必要とする児童とその家族が安心して生活するため、必要な機能(①相談、②体験の機会・場、③緊急時の受け入れ・対応、④専門的人材の確保・養成、⑤地域の体制づくり)の5つの必要な機能を備えた体制です。

本市では、既に1か所設置済み(面的な整備)であり、今後は年1回以上運用状況を検証、検討しつつ、緊急時の受け入れ・対応をはじめ、計画課題に対応する必要な機能の充実を図ります。

図表 24 地域生活支援拠点等が有する機能の充実

事 項	数 値	備 考
地域生活支援拠点等	年1回以上運用状況を検証、検討	令和3～5年度の各年度

(4) 福祉施設から一般就労への移行



ア 就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行者数

本市は、福祉施設から一般就労への移行を推進する観点から、令和5年度中における福祉施設から一般就労への移行者に関する成果目標を設定します。

なお、目標値については、国の基本指針では、就労移行支援事業等(就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型)の利用を経て一般就労へ移行する者の数について、令和5年度末までに令和元年度実績の1.27倍以上の移行実績を達成することが基本とされています。

今後は、公共職業安定所や愛知障害者職業センター、障害者就業・生活支援センターと福祉施設の連携をより一層強化した、一般就労への移行支援の体制づくりを図り、令和5年度中の一般就労移行者数を令和元年度実績の1.4倍にあたる18人の実現を目指します。

図表 25 就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行者数

事 項	数 値		備 考
令和元年度の年間一般就労移行者数	13	人	令和元年度において福祉施設を退所し、一般就労した人の数
就労移行支援事業	6	人	
就労継続支援A型	4	人	
就労継続支援B型	3	人	
就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行者数 合計	18	人 (1.4倍)	令和5年度中に福祉施設を退所し、一般就労する人の数
就労移行支援事業	8	人 (1.3倍)	
就労継続支援A型	6	人 (1.5倍)	
就労継続支援B型	4	人 (1.3倍)	

イ 一般就労に移行する者のうち、就労定着支援事業の利用者数

本市は、一般就労への定着を重視する観点から、令和5年度の就労定着支援事業の利用に関する成果目標を設定します。

なお、目標値については、国の基本指針では、令和5年度における就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する者のうち、7割が就労定着支援事業を利用することが基本とされています。

本市では、令和5年度の就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行者のうち、就労定着支援事業を利用する割合を次のとおり設定します。

図表 26 就労移行支援の利用者数

事 項	数 値	備 考
就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する者のうち、就労定着支援事業の利用者の割合	7割	令和5年度に就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する者のうち、就労定着支援事業を利用する割合

ウ 職場定着率が8割以上の就労定着支援事業所数

本市は、一般就労への定着を重視する観点から、令和5年度の就労定着支援事業所の職場定着率に関する成果目標を設定します。

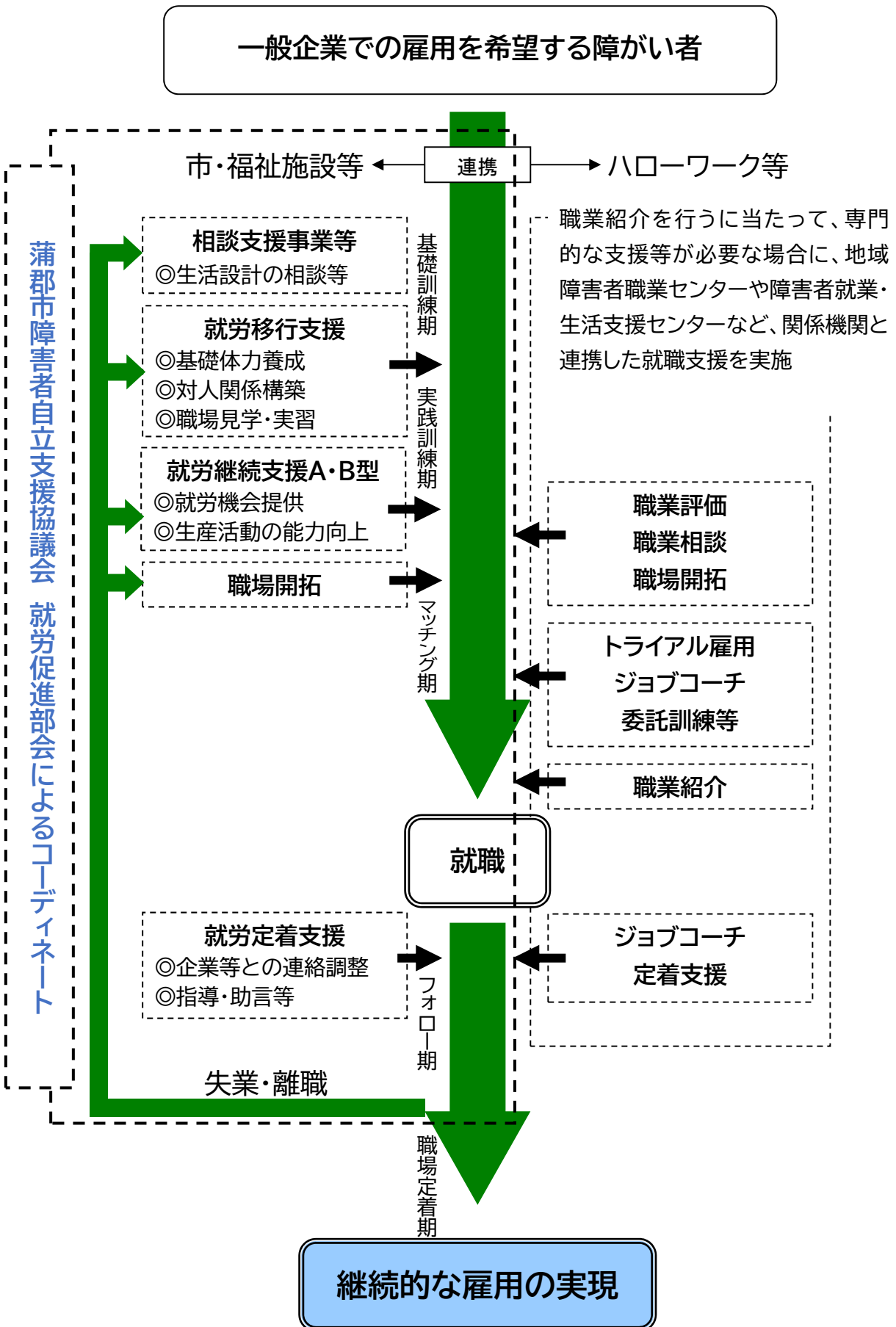
なお、目標値については、国の基本指針では、就労定着支援事業所のうち、職場定着率が8割以上の事業所を全体の7割以上とすることが基本とされています。

本市では、令和5年度に就労定着支援を実施する見込みの市内事業所2か所のうち、職場定着率が8割以上の事業所数を次のとおり設定します。

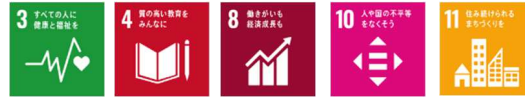
図表 27 職場定着率が8割以上の職場定着支援事業所数

事 項	数 値		備 考
職場定着率が8割以上の就労定着支援事業所数	2 か所	割合 (10割)	令和5年度に職場定着率が8割以上の事業所数

図表 28 関係機関の連携による就労支援



(5)相談支援体制の充実・強化等



本市は、今後も基幹相談支援センター「蒲郡市障がい者支援センター」を中心に、総合的な相談業務とともに、地域の相談支援事業者間の連絡調整や、関係機関の連携の支援、意思決定支援等を継続するほか、総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を図ります。

また、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の構築を目指します。

図表 29 相談支援体制の充実・強化等

事 項	数 値	備 考
総合的・専門的な相談支援	実施	障がいの種別や各種のニーズに対応できる総合的・専門的な相談支援を実施
地域の相談支援体制の強化	年1回 専門的な指導・助言 を実施等	地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言、人材育成の支援、連携強化

(6)障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築



本市は、今後も基幹相談支援センター「蒲郡市障がい者支援センター」による、市内事業所への訪問指導を含め、障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に関する事項を実施する体制を構築します。

図表 30 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組

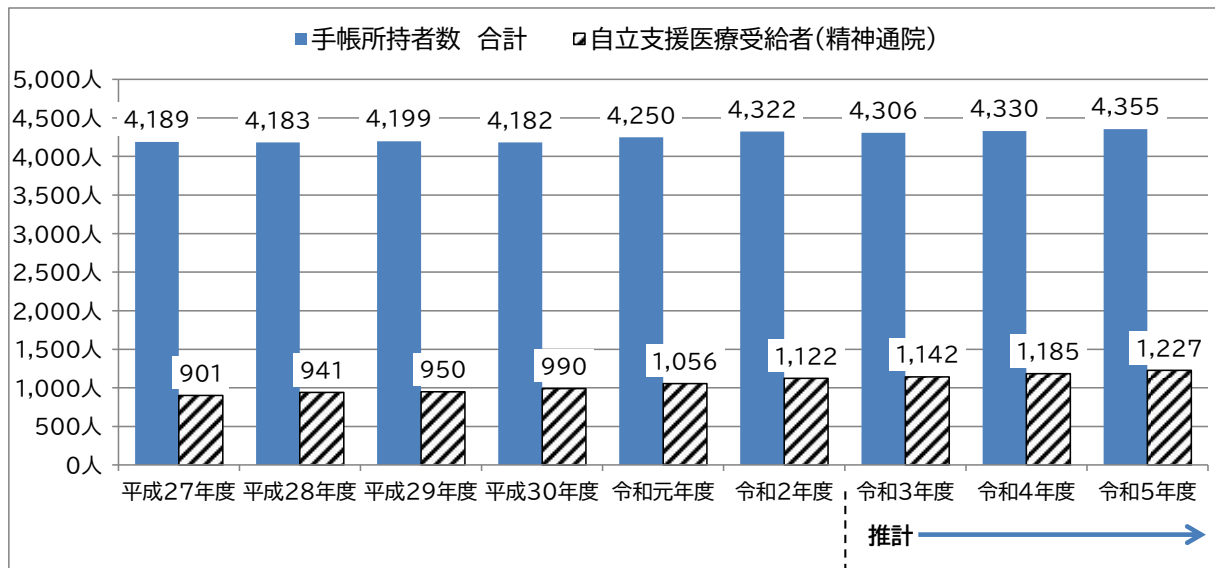
事 項	数 値	備 考
障がい福祉サービス等に係る各種研修の活用	市職員の参加	都道府県が実施する障がい福祉サービス等に係る研修その他の研修に参加
	研修を 年1回以上開催等	市内の福祉事業所が合同で福祉サービスに係る研修やその他研修を開催
障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有	年1回共有	障害者自立支援審査支払等システム等による審査結果を分析してその結果を活用し、事業所や関係自治体等と共有

3 障がい者数の推計

障がい者数は、過去の伸びを踏まえて推計を行いました。

なお、身体障がい者、知的障がい者は、身体障害者手帳、療育手帳の各手帳所持者数を推計する一方、精神障がい者は、精神障害者保健福祉手帳所持者が一部の方に限られるため、自立支援医療受給者数の推計を併せて行いました。

図表 31 障がい者数の推計



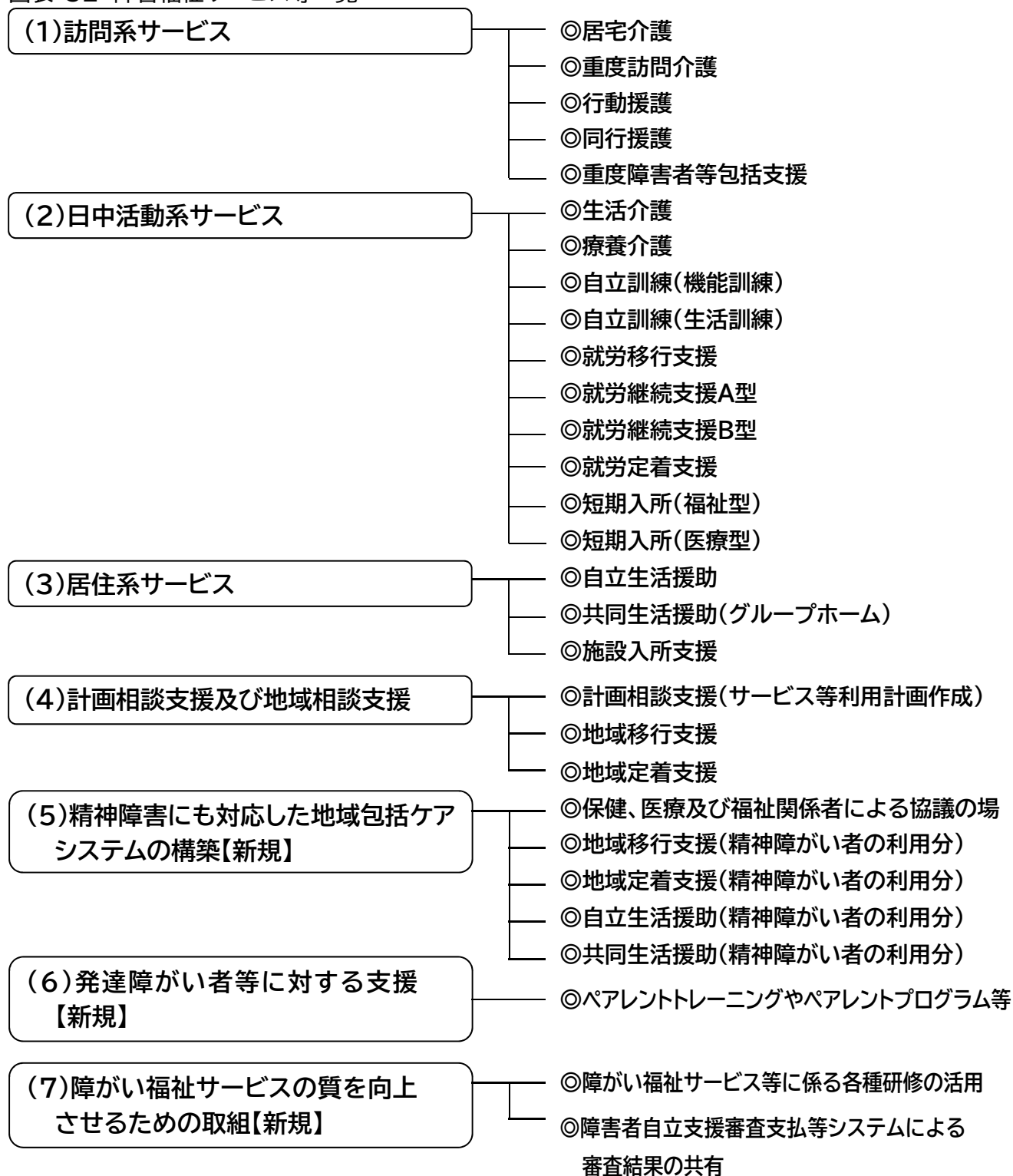
区分	実績			推計		
	第5期			第6期		
年	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
身体障害者手帳所持者	2,925	2,928	2,937	2,878	2,849	2,821
療育手帳所持者	626	649	660	683	701	720
精神障害者保健福祉手帳所持者	631	673	725	745	780	814
手帳所持者数 合計	4,182	4,250	4,322	4,306	4,330	4,355
自立支援医療受給者(精神通院)	990	1,056	1,122	1,142	1,185	1,227

(各年度末現在)

4 障害福祉サービス及び相談支援等の見込量及び確保のための方策

障害福祉サービス及び相談支援等の見込量及び確保のための方策について、次のサービス体系に沿って設定します。

図表 32 障害福祉サービス等一覧



(1)訪問系サービス

ア サービスの種別と内容

訪問系サービスは、自宅での生活全般の支援や外出時の移動支援を行うサービスです。次のサービス種別について、サービス見込量とその確保のための方策を設定します。

図表 33 訪問系サービスの内容

サービス種別	実施内容
居宅介護	自宅で、入浴、排泄、食事などの介護を行います。
重度訪問介護	重度の肢体不自由者で常に介護を必要とする方に、自宅で、入浴、排泄、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行います。
行動援護	自己判断能力が制限されている方が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行います。
同行援護	視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する方を対象に、必要な視覚的情報の支援(代筆・代読を含む。)、移動の援護、排泄・食事等の介護その他外出する際に必要となる援助を行います。
重度障害者等包括支援	介護の必要性が高い方に、居宅介護など複数のサービスを包括的に行います。

イ 各年度のサービス見込量とその確保のための方策

第6期のサービス見込量は、第5期の利用の伸びなどを勘案しつつ、次のとおり設定します。

サービス見込量の確保にあたっては、「蒲郡市障害者自立支援協議会 事例検討部会」を通じたサービス調整や情報共有などを通じて、質の高いサービスの提供に努めるとともに、関係機関による人材確保のためのネットワークの構築など、サービス基盤の確保に努めていきます。

また、サービスの選択や利用の際には、「障害福祉サービス等の提供に係る意思決定支援ガイドライン」(平成29年3月厚生労働省)に基づき、必要な意思決定支援の取組を実施します。

さらに、難病患者へのサービス等の周知を図り、利用促進に努めます。

図表 34 訪問系サービスの見込量

サービス種別		第6期見込量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度
居宅介護	(時間数/月)	900	951	1,002
	(実利用者数/月)	88	93	98
	(市内事業所数)	3	3	3
重度訪問介護	(時間数/月)	1,260	1,260	1,260
	(実利用者数/月)	7	7	7
	(市内事業所数)	3	3	3
行動援護	(時間数/月)	0	0	0
	(実利用者数/月)	0	0	0
	(市内事業所数)	0	0	0

サービス種別		第6期見込量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度
同行援護	(時間数/月)	20	20	20
	(実利用者数/月)	5	5	5
	(市内事業所数)	2	2	2
重度障害者等包括支援	(時間数/月)	0	0	0
	(実利用者数/月)	0	0	0
	(市内事業所数)	0	0	0

(2)日中活動系サービス

ア サービスの種別と内容

日中活動系サービスは、日中に施設に通うなどして、介護や訓練などを受けるサービスです。次のサービス種別について、サービス見込量とその確保のための方策を設定します。

図表 35 日中活動系サービスの内容

サービス種別	実施内容
生活介護	常時介護が必要な方に、入浴、排泄、食事の介護や創作的活動、生産活動の機会を提供します。
療養介護	医療と常時介護を必要とする方に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び日常生活の支援を行います。
自立訓練(機能訓練)	自立した日常生活、社会生活を送ることができるよう、一定期間、身体機能や生活能力の向上のために必要な訓練を行います。【標準利用期間(18か月)】
自立訓練(生活訓練)	自立した日常生活、社会生活を送ることができるよう、一定期間、生活能力の向上のために必要な訓練を行います。【標準利用期間(24か月)】【長期入院・入所(36か月)】
就労移行支援	一般企業等への就労を希望する方に、一定期間、就労に必要な知識・能力の向上のために必要な訓練を行います。【標準利用期間(24か月)】
就労継続支援(A型)	事業所内で雇用契約に基づく就労機会を提供します。 一般企業等での就労に必要な知識・能力が高まった場合は、一般就労への移行に向けた支援を目的として、必要な指導等を行います。 なお、労働基準法など関係法規を遵守する必要があります。
就労継続支援(B型)	就労の機会や生産活動の機会を提供します。(雇用契約は締結しない。) 一般企業等での就労に必要な知識・能力が高まった場合は、一般就労への移行に向けた支援を目的として、必要な指導等を行います。
就労定着支援	就労に伴う生活面の課題に対応できるよう、事業所・家族との連絡調整等の支援を一定の期間にわたり行います。
短期入所(福祉型)	自宅で介護する人が病気の場合等に、短期間、夜間も含め、施設で入浴、排泄、食事の介護等を行います。
短期入所(医療型)	医療ニーズに高い人を対象に、自宅で介護する人が病気の場合等に、短期間、夜間も含め、施設で入浴、排泄、食事の介護等を行います。

イ 各年度のサービス見込量とその確保のための方策

第6期のサービス見込量は、第5期の利用の伸びを勘案しつつ、次のとおり設定します。

サービス見込量の確保にあたっては、圏域内の施設及び自治体で調整を図りつつ、サービス基盤の確保に努めていきます。

また、就労移行や継続に向けたサービスの質の向上に努めるほか、「蒲郡市障害者優先調達推進方針」に従って、就労継続支援事業所における受託作業の拡大を支援していきます。

さらに、サービスの選択や利用の際には、「障害福祉サービス等の提供に係る意思決定支援ガイドライン」(平成29年3月厚生労働省)に基づき、必要な意思決定支援の取組を実施するほか、難病患者へのサービス等の周知を図り、利用促進に努めます。

図表 36 日中活動系サービスの見込量

サービス種別		第6期見込量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度
生活介護	(人日/月)	4,581	4,835	5,109
	(実利用者数/月)	234	247	261
	(市内事業所数)	5	5	5
療養介護	(実利用者数/月)	13	13	13
	(市内事業所数)	0	0	0
自立訓練(機能訓練)	(人日/月)	0	0	0
	(実利用者数/月)	0	0	0
	(市内事業所数)	0	0	0
自立訓練(生活訓練)	(人日/月)	44	44	44
	(実利用者数/月)	2	2	2
	(市内事業所数)	0	0	0
就労移行支援	(人日/月)	343	343	343
	(実利用者数/月)	18	18	18
	(市内事業所数)	4	4	4
就労継続支援(A型)	(人日/月)	356	356	356
	(実利用者数/月)	20	20	20
	(市内事業所数)	2	2	2
就労継続支援(B型)	(人日/月)	2,639	2,774	2,925
	(実利用者数/月)	157	165	174
	(市内事業所数)	8	8	8
就労定着支援	(人日/月)	17	15	13
	(実利用者数/月)	17	15	13
	(市内事業所数)	2	2	2
短期入所(福祉型)	(人日/月)	185	194	204
	(実利用者数/月)	38	40	42
	(市内事業所数)	3	3	3
短期入所(医療型)	(人日/月)	3	3	3
	(実利用者数/月)	1	1	1
	(市内事業所数)	0	0	0

(3) 居住系サービス

ア サービスの種別と内容

居住系サービスは、主として夜間における居住の場を提供し、日常生活上で必要な支援を行うサービスです。

次のサービス種別について、サービス見込量とその確保のための方策を設定します。

図表 37 居住系サービスの内容

サービス種別	実施内容
自立生活援助	障害者支援施設やグループホーム等から一人暮らしへの移行を希望する知的障がい者や精神障がい者等について、本人の意思を尊重した地域生活を支援するため、一定の期間にわたり、定期的な巡回訪問や随時の対応により、障がい者の理解力、生活力等を補う観点から、適時のタイミングで適切な支援を行います。
共同生活援助(グループホーム)	夜間や休日等に、共同生活を行う住居で、相談等の日常生活上の援助を行います。
施設入所支援	施設に入所している方に夜間や休日、食事や入浴等の介護等を行います。

イ 各年度のサービス見込量とその確保のための方策

第6期のサービス見込量は、第5期の利用の伸びや福祉施設からの地域移行の受け入れ先の必要性等を勘案し、次のとおりとします。

サービス見込量の確保にあたっては、当事者団体、事業所、市及び県の連携によって、グループホーム等の基盤整備を促進するとともに、多様な住まいの確保に向けた取組を進めます。

また、地域生活支援拠点等や自立生活援助を通じて、福祉施設からの地域移行や一人暮らし等を総合的に支援します。

さらに、施設入所支援については、自立支援審査会を通じて決定する障害支援区分に基づき、必要な人が利用できるよう努めます。

図表 38 居住系サービスの見込量

サービス種別		第6期見込量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度
自立生活援助	(実利用者数/月)	11	11	11
	(市内事業所数)	1	1	1
共同生活援助(グループホーム)	(実利用者数/月)	83	87	92
	(市内事業所数)	7	7	7
施設入所支援※	(実利用者数/月)	85	85	84
	(市内事業所数)	1	1	1
地域生活支援拠点等	(検証及び検討の実施回数/年)	1	1	1

※施設入所支援の実利用者数/月は、削減目標に基づき設定

(4) 計画相談支援及び地域相談支援

ア サービスの種別と内容

計画相談支援及び地域相談支援は、次のサービス種別について、サービス見込量とその確保のための方策を設定します。

図表 39 計画相談支援及び地域相談支援の内容

サービス種別	実施内容
計画相談支援(サービス等利用計画作成)	すべての障害福祉サービス及び地域相談支援の利用者を対象に、サービス等利用計画を作成するとともに、一定期間ごとにサービス等の利用状況のモニタリングを行います。
地域移行支援	施設や病院から地域移行する方を対象に、住居の確保や地域に移行するためのそのほかの活動に関する相談や必要な支援を行います。
地域定着支援	施設や病院から地域移行した方等を対象に、常時の連絡体制を確保し、緊急の事態等における相談や必要な支援を行います。

イ 各年度のサービス見込量とその確保のための方策

第6期のサービス見込量は、障害福祉サービスの受給者の伸び等を踏まえて設定します。

また、福祉施設の入所者や精神科病院からの地域生活への移行を支援するため、地域移行支援と地域定着支援を実施します。

これら見込量に対応するため、計画的に相談支援専門員を市内事業所に配置します。

なお、基幹相談支援センター「蒲郡市障がい者支援センター」を中心に、相談支援体制の充実・強化等を図るとともに、相談支援専門員は「障害福祉サービス等の提供に係る意思決定支援ガイドライン」(平成29年3月厚生労働省)に基づき、必要な意思決定支援の取組を実施します。

図表 40 計画相談支援及び地域相談支援の見込量

サービス種別		第6期見込量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度
計画相談支援	(実利用者数/月)	173	181	189
	(市内事業所数)	9	9	9
地域移行支援	(実利用者数/月)	7	10	13
	(市内事業所数)	4	4	4
地域定着支援	(実利用者数/月)	9	11	13
	(市内事業所数)	4	4	4

図表 41 相談支援専門員の配置計画

種別		第6期見込量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度
相談支援専門員	(人)	17	17	18

※常勤換算とは異なる

ウ 相談支援体制の充実・強化のための取組

相談支援体制の充実・強化に向けて、総合的・専門的な相談支援とともに、地域の相談支援体制の強化を図ります。

図表 42 相談支援体制の充実・強化のための取組の内容

サービス等種別	実施内容
総合的・専門的な相談支援	障がいの種別や各種のニーズに対応できる総合的・専門的な相談支援を実施します。
地域の相談支援体制の強化	地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言、人材育成の支援、連携強化の取組を行います。

図表 43 相談支援体制の充実・強化のための取組の見込量

サービス等種別		第6期見込量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度
総合的・専門的な相談支援	実施有無	有	有	有
地域の相談支援体制の強化	地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言件数 件/年	14	14	14
	地域の相談支援事業者の人材育成の支援 件数 人/年	10	10	10
	地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数 回/年	18	18	18

(5)精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

ア サービス等の種別と内容

精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けて、次のサービス等種別について、見込量とその確保のための方策を設定します。

図表 44 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築の内容

サービス等種別	実施内容
保健、医療及び福祉関係者による協議の場	保健、医療及び福祉関係者による協議の場を通じて、重層的な連携による支援体制を構築します。
地域移行支援(精神障がい者の利用分)	〈実施内容は61ページ参照〉
地域定着支援(精神障がい者の利用分)	
自立生活援助(精神障がい者の利用分)	〈実施内容は60ページ参照〉
共同生活援助(精神障がい者の利用分)	

イ 各年度のサービス等見込量とその確保のための方策

令和5年度末の地域の精神保健医療福祉体制の基盤整備量(利用者数)及び第6期のサービス等見込量は、次のとおり設定します。

保健、医療及び福祉関係者による協議の場を定期的を開催し、各年度の目標設定と取組の実施状況について評価を実施するとともに、精神障がい者のニーズに応じた地域相談支援の実施と居住系サービスの確保を図ります。

図表 45 令和5年度末の地域の精神保健医療福祉体制の基盤整備量(利用者数)

種別	令和5年度末
長期入院患者の地域生活への移行に伴う基盤整備量(65歳以上利用者数/人)	12
長期入院患者の地域生活への移行に伴う基盤整備量(65歳未満利用者数/人)	13

図表 46 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築の見込量

サービス等種別		第6期見込量			
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	
保健、医療及び福祉関係者による協議の場	(開催回数/回)	2	2	2	
	関係者の参加者数(人/年)	保健関係者	2	2	2
		精神科医療関係者	2	2	2
		その他医療関係者	2	2	2
		福祉関係者	2	2	2
		介護関係者	2	2	2
		当事者及び家族	2	2	2
		(目標設定及び評価の実施回数)	1	1	1
地域移行支援(精神障がい者の利用分)	(実利用者数/月)	7	10	13	
地域定着支援(精神障がい者の利用分)	(実利用者数/月)	9	11	13	
自立生活援助(精神障がい者の利用分)	(実利用者数/月)	11	11	11	
共同生活援助(精神障がい者の利用分)	(実利用者数/月)	16	18	19	

(6)発達障がい者等に対する支援

ア 支援の種別と内容

発達障がい者等に対する支援の充実に向けて、ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等、発達障がい者等の家族等に対する支援に関わる、人材確保の見込量とその確保のための方策を設定します。

図表 47 発達障がい者等に対する支援

種別	実施内容
ペアレントトレーニングや ペアレントプログラム等 の支援プログラム等	保護者等が子どもの発達障がいの特性を理解し、必要な知識や方法を身につけ、適切な対応ができるようになるためのトレーニングやプログラムのことです。 ペアレントトレーニングは、保護者が子どもの「行動」に直接介入する方法や技術を学ぶものです。また、ペアレントプログラムは、保護者が子どもの「行動」そのものをまずきちんと捉えられるようになることを目標としており、ペアレントトレーニングの前段階の基本プログラムとして位置づけられています。

イ 各年度の見込量とその確保のための方策

第6期の見込量は、次のとおり設定します。

同じ悩みを持つ本人同士や発達障がい者の家族に対するピアサポート等の支援を充実させ、家族だけでなく本人の生活の質の向上を図ります。

ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラムを通して、保護者等が子どもの発達障がいの特性を理解し、必要な知識や方法を身につけ、適切な対応ができるようにし、家族だけでなく本人の生活の質の向上を図ります。

将来的にはプログラムを受けた方々からペアレントメンターを輩出し、ピアサポート等の支援を充実させ、発達障がい者等に対する支援の質の向上を図ります。

図表 48 発達障がい者等に対する支援の見込量

サービス等種別		第6期見込量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度
ペアレントトレーニングや ペアレントプログラム等 の支援プログラム等の受 講者数	(受講者数/年)	10	10	10

(7)障がい福祉サービスの質を向上させるための取組

ア 支援の種別と内容

障がい福祉サービスの質を向上させるための取組として、障がい福祉サービス等に係る各種研修の活用を図ります。

図表 49 障がい福祉サービスの質を向上させるための取組

種別	実施内容
障がい福祉サービス等に係る各種研修の活用	県が実施する障がい福祉サービス等に係る研修その他の研修への市職員の参加を図ります。

イ 各年度の見込量とその確保のための方策

第6期の見込量は、次のとおり設定します。

図表 50 障がい福祉サービスの質を向上させるための取組の見込量

サービス等種別		第6期見込量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度
障がい福祉サービス等に係る各種研修の活用	都道府県が実施する障がい福祉サービス等に係る研修その他の研修への市職員の参加人数 実人数/年	5	5	5
	市内の福祉事業所が合同で福祉サービスに係る研修やその他研修を開催する。 回/年	1	2	2
障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有	障害者自立支援審査支払等システム等による審査結果を分析してその結果を活用し、事業所や関係自治体等と共有する体制の有無 体制有無	有	有	有
	障害者自立支援審査支払等システム等による審査結果を分析してその結果を活用し、事業所や関係自治体等と共有する体制の実施回数 回/年	1	1	1

5 地域生活支援事業の実施に関する事項

地域生活支援事業は、障害者総合支援法第 77 条に基づき、障がい者及び発達支援の必要な児童が地域で自立した日常生活や社会生活(就労等)を営むことができるよう、本市の社会資源や利用者の状況に応じて柔軟に実施する事業です。

本市は、第5期の実績等を踏まえつつ、障がい者、発達支援の必要な児童の保護者等からの相談対応、生活に必要な情報の提供、意思疎通支援、日常生活用具の給付、障がい者等の移動支援等に関する次の内容の地域生活支援事業を継続実施します。

(1)事業の内容

実施事業		利用者負担
事業種別	概要	
◆理解促進研修・啓発事業	障がい者等が日常生活及び社会生活を営む上で生じる「社会的障壁」を除去するため、障がい者等の理解を深める研修・啓発を行う事業です。	
◆自発的活動支援事業	障がい者等が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、障がい者等、その家族、地域住民等による地域における自発的な取組を支援する事業です。	
◆相談支援事業	<p>障害者(児)相談支援事業(基幹相談支援センター等機能強化事業) 障がい者等からの相談に応じて、必要な情報の提供及び助言、サービスの利用支援、虐待の防止、成年後見制度の利用など、権利擁護のための援助を行う事業です。</p> <p>なお、地域の相談支援の中核的な機関として、基幹相談支援センターを設置し、総合的な相談業務とともに、地域の相談支援事業者間の連絡調整や、関係機関の連携の支援、意思決定支援等を行います。</p> <p>住宅入居等支援事業 賃貸契約による一般住宅への入居を希望しているが、保証人がいない等の理由により入居が困難な障がい者等に対し、入居に必要な調整等に係る支援を行うとともに、家主等への相談・助言を通じて障がい者等の地域生活を支援する事業です。</p>	なし
◆成年後見制度利用支援事業	成年後見制度の申立てに要する経費や後見人等の報酬を助成する事業です。	なし
◆成年後見制度法人後見支援事業	成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保できる体制を整備するとともに、市民後見人の活用も含めた法人後見の活動を支援する事業です。	

実施事業		利用者負担
事業種別	概要	
◆意思疎通支援事業	手話通訳者、要約筆記者の派遣事業、手話通訳者の設置事業など、意思疎通を図ることに支障がある障がい者等と他の者の意思疎通を仲介する事業です。	なし
◆日常生活用具給付等事業	日常生活上の便宜を図るため、重度障がい者に特殊寝台や特殊マット、入浴補助用具などを給付する事業です。	定率 1割負担
◆移動支援事業	移動支援を実施することにより、社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加のための外出の際の移動の支援を行う事業です。	定率 1割負担
◆地域活動支援センター事業	地域の実情に応じ、創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等の便宜を供与する地域活動支援センターの機能を充実強化し、障がい者等の地域生活支援の促進を図る事業です。	定率 1割負担
◆訪問入浴サービス事業	身体障がい者を対象に、自宅での入浴サービスを行う事業です。	定率 1割負担
◆更生訓練費給付事業	施設に入通所する身体障がい者を対象に、更生訓練費を支給する事業です。	なし
◆知的障害者職親委託制度	知的障がい者の更生援護に熱意を有する事業経営者などが、一定期間知的障がい者を預かり、生活指導や技能習得訓練などを行う事業です。	なし
◆日中一時支援事業	家族の就労支援や家族の一時的な休息を目的に、障がい者等の日中における活動の場を提供する事業です。	定率 1割負担
◆生活サポート事業	介護給付支給決定者以外の者を対象に、日常生活に関する支援・家事に対する支援を行う事業です。	なし
◆社会参加促進事業[点字・声の広報等発行事業]	点字や声の広報などにより定期的な情報提供を行う事業です。	なし
◆社会参加促進事業[奉仕員養成・研修事業]	手話、要約筆記、点訳、朗読の奉仕員を養成研修する事業です。	なし
◆社会参加促進事業[自動車運転免許取得・改造助成事業]	自動車運転免許の取得や自動車の改造費用の一部を助成する事業です。	
◆福祉ホーム事業	家庭環境や住宅事情等の理由で 家族との同居や住居の確保が困難な障がい者(常時の介護や医療を必要とする場合を除く)に対し、低料金で居室や設備を提供する事業です。	

図表 51 相談支援事業を中心とする地域生活支援事業等の提供体制

障害福祉サービスを利用したい。
 その他、地域で自立した生活を営むための支援を受けたい。



(2)各年度のサービス見込量とその確保のための方策

地域生活支援事業の見込量は、第5期の利用実績などを踏まえつつ、次のとおり設定します。

なお、見込量の確保にあたっては、サービス事業者の参入を促進し、計画期間において必要とされるサービス量の確保を図るとともに、質の高いサービスが提供されるよう促していきます。

図表 52 地域生活支援事業の見込量

区分		年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
理解促進研修・啓発事業		(実施有無)	有	有	有
自発的活動支援事業		(実施有無)	有	有	有
相談支援事業	障害者(児)相談支援事業	(実施か所数)	10	10	11
	基幹相談支援センター等機能強化事業	(実施有無)	有	有	有
	住宅入居等支援事業	(実施か所数)	1	1	1
	地域自立支援協議会	(実施か所数)	1	1	1
成年後見制度利用支援事業		(実利用者数/年)	1	1	1
成年後見制度法人後見支援事業		(実施有無)	有	有	有
事通意 業支思 援疎	手話通訳者設置事業	(設置見込者数)	1	1	1
	手話通訳者・要約筆記者派遣事業	(実利用者数/月)	9	9	9
日常生活用具給付等 事業	介護・訓練支援用具	(給付件数/年)	7	7	7
	自立生活支援用具	(給付件数/年)	13	14	15
	在宅療養等支援用具	(給付件数/年)	13	13	13
	情報・意思疎通支援用具	(給付件数/年)	18	18	18
	排泄管理支援用具	(給付件数/年)	769	779	788
	居宅生活動作補助用具	(給付件数/年)	2	2	2
移動支援事業		(実利用者数/月)	8	8	8
		(利用時間数/月)	31	31	31
センタ ー事 業	市内施設利用分	(実施か所数)	1	1	1
		(実利用者数/月)	20	20	20
	他市町施設利用分	(実施か所数)	3	3	3
		(実利用者数/月)	3	3	3
訪問入浴サービス事業		(実施か所数)	3	3	3
		(実利用者数/月)	5	5	5
日中一時支援事業		(実施か所数)	17	17	17
		(実利用者数/月)	49	51	53
点字・声の広報等発行事業		(発行回数/年)	12	12	12
自動車運転免許取得・改造助成事業		(助成件数/年)	11	11	11
手話等奉仕員養成研修事業		(研修修了者数/年)	15	15	15
福祉ホーム事業		(実施か所数)	2	2	2

図表 53 地域生活支援事業の見込量確保のための方策等

区分		見込量確保のための方策等
理解促進研修・啓発事業		イベントや広報活動、出前講座等を通じて、広く市民に対して障害者等に対する理解を深めるための研修・啓発を実施します。
自発的活動支援事業		ピアサポートによる支援や一人暮らしの人への見守りその他、ボランティア活動等に対する支援を実施します。
相談支援事業	障害者(児)相談支援事業	「蒲郡市障がい者支援センター」を基幹相談支援センターとして、総合相談、地域移行・地域定着支援に加えて、「蒲郡市成年後見センター」及び「蒲郡市障がい者虐待防止センター」と連携して権利擁護を図ります。 また、今後も基幹相談支援センターと相談支援事業所が連携しながら、相談支援を行います。 さらに、児童発達支援センター、子育て世代包括支援センター、地域包括支援センターなど、分野横断的に相談機関や窓口が連携するなどして、包括的な相談支援体制の構築を図ります。
	基幹相談支援センター機能強化事業	相談窓口に専門職を配置し、相談に対応します。
	住宅入居等支援事業	基幹相談支援センターにおいて実施します。
	地域自立支援協議会	「蒲郡市障害者自立支援協議会」を定期的に開催し、必要に応じて専門部会を開設するなど、関係機関・団体の連携による取組を進めます。
成年後見制度利用支援事業		蒲郡市成年後見センターにおいて実施します。
成年後見制度法人後見支援事業		蒲郡市成年後見センターにおいて、市民後見人の活用も含めた法人後見の活動の推進を図ります。
意思疎通支援事業		ニーズに応じた人材の確保とともに、支援を必要とする方の利用を促進するため、相談支援事業や市の広報紙などを通じた事業の周知に努めます。
日常生活用具給付等事業		支援を必要とする方の利用を促進するため、相談支援事業や市の広報紙等を通じた事業の周知に努めます。
移動支援事業		事業の周知とともに、車両移送型(自立生活援助、地域定着支援、地域移行支援支給決定者の医療移管等への送迎支援)を新たに実施し、利便の向上に努めます。
地域活動支援センター事業		ニーズに応じた事業所の確保とともに、支援を必要とする方の利用を促進するために、相談支援事業や市の広報紙などを通じた事業の周知に努めます。
訪問入浴サービス事業		事業の対象者へ、適切なサービス提供や必要な給付を実施するとともに、相談支援事業や市の広報紙などを通じた事業の周知に努めます。
日中一時支援事業		
点字・声の広報等発行事業		事業の対象者へ、適切なサービス提供や必要な給付を実施するとともに、相談支援事業や市の広報紙などを通じた事業の周知に努めます。
自動車運転免許取得・改造助成事業		
手話等奉仕員養成研修事業		支援に関わる人材の確保を図るため、手話奉仕員、要約筆記奉仕員等を養成研修する事業を、県及び社会福祉協議会と連携し実施します。
福祉ホーム事業		既存の福祉ホーム2か所による居室や設備の提供を通じて、地域生活への支援を継続します。

(3) 蒲郡市障害者自立支援協議会の機能強化

「蒲郡市障害者自立支援協議会」は、障がい者の地域生活を支援するため、相談支援事業をはじめ、地域の障がい福祉に関するシステムづくりにおいて中核的な役割を果たし、次の事項について協議を行う場です。

【協議事項】

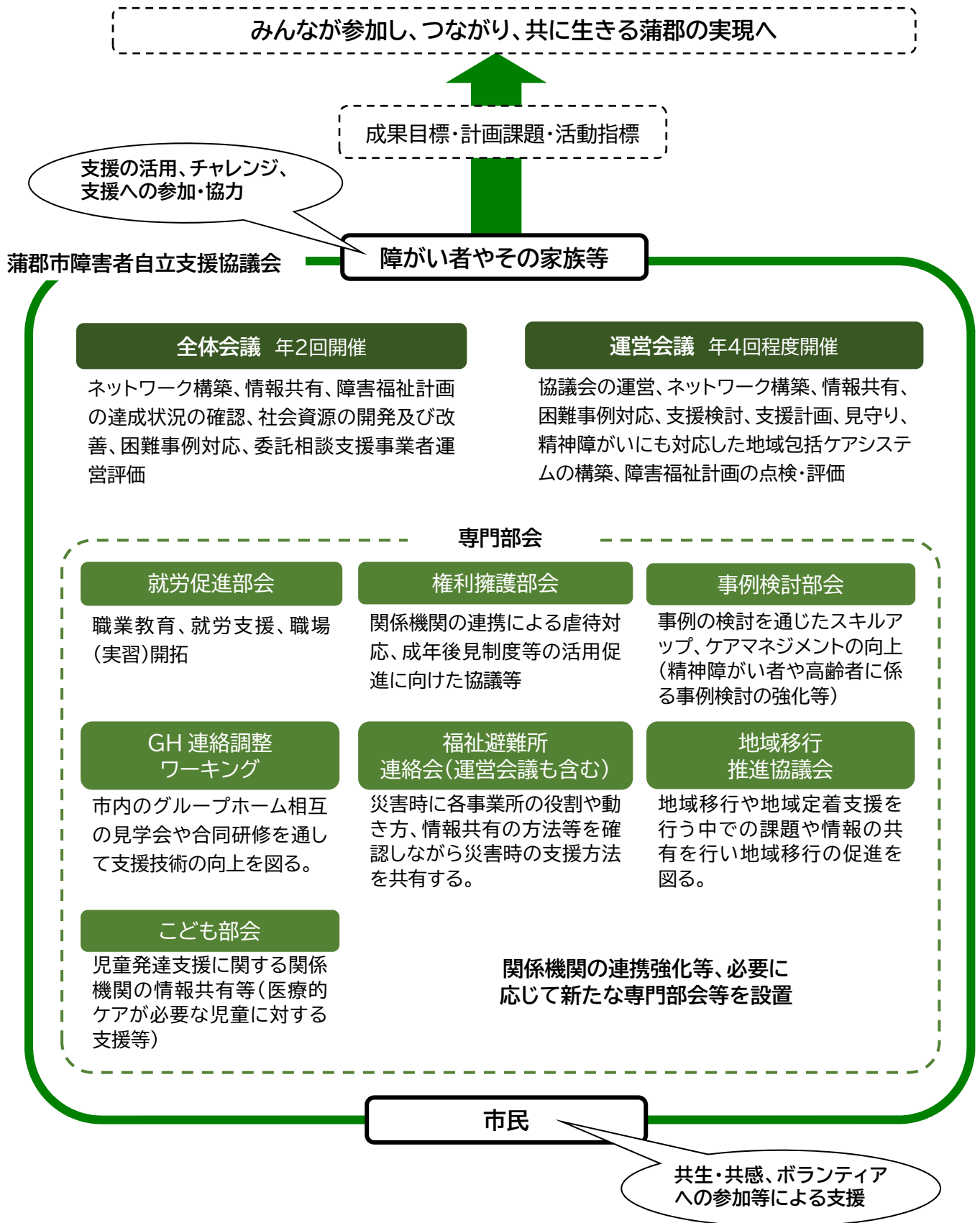
- ア 福祉、保健、医療、教育、雇用等の地域の関係機関によるネットワークの構築及び情報の共有
- イ 蒲郡市障害福祉計画の達成状況の確認
- ウ 地域の社会資源の開発及び改善
- エ 委託相談支援事業者の運営評価
- オ 困難事例の対応の協議
- カ 個別の支援検討会議
- キ その他必要な事項

なお、協議会は全体会議と個別会議で構成し、また、必要な専門部会を設置し、障がい者への支援に関して、専門的見地からケース検討、関係機関の情報共有を行います。

会議	概要	関連する計画課題
【充実】 就労促進部会	従前の「就労ワーキング」を発展させ、就労支援に関わる機関の参画による「就労促進部会」を新たに組織し、市内の就労支援事業所から一般就労への移行を促進します。	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 企業等への障がい者雇用の啓発 ▪ 関係機関のさらなる連携強化の仕組みづくりと就労支援の質の向上 ▪ 離職を防ぐ定着支援の強化の取組
【新設】 GH連絡調整ワーキング	「G・H連絡調整ワーキング」を新設し、市内のグループホームの支援技術の向上を図るためにグループホーム相互の見学会や、合同研修を実施します。	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 空き家対策と福祉サービスの連携、民間賃貸住宅の活用促進などによる、地域での住まいの多様化とグループホームの質の確保
【新設】 福祉避難所連絡会(運営会議も含む)	「福祉避難所連絡会」を新設し、災害時に各事業の役割や動き方、情報共有の方法等を確認しながら災害時の支援の方法を共有します。	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 地域共生社会の実現に向けた包括的な相談支援体制の構築
【充実】 事例検討部会	今までの事例の中に高齢者に係るものを加えてスキルアップの向上を目指します。	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 研修機会の充実と職員の参加促進 ▪ 蒲郡市自立支援協議会における課題に応じた部会の強化
【新設】 地域移行推進協議会	「地域移行推進協議会」を新設し、地域移行・地域定着支援を行う中での課題の共有や情報共有を行うことで、地域移行の促進を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 施設入所者の高齢化が進んでいることを踏まえた、介護保険サービスと連携した取組 ▪ 福祉施設を退所し、地域生活へ移行した高齢の障がい者への生活支援や介護保険サービスへの円滑な接続 ▪ 地域移行支援及び地域定着支援、自立生活援助の各事業について、精神科病院と連携した総合的な生活支援 ▪ 精神障がいの程度によらず地域生活に関する相談対応や支援ができるよう、保健・医療・福祉関係者による協議の場を通じた連携強化

協議会の役割と運営のイメージは次のとおりです。

図表 54 「蒲郡市障害者自立支援協議会」の役割と運営のイメージ



第5章 第2期障害児等福祉計画

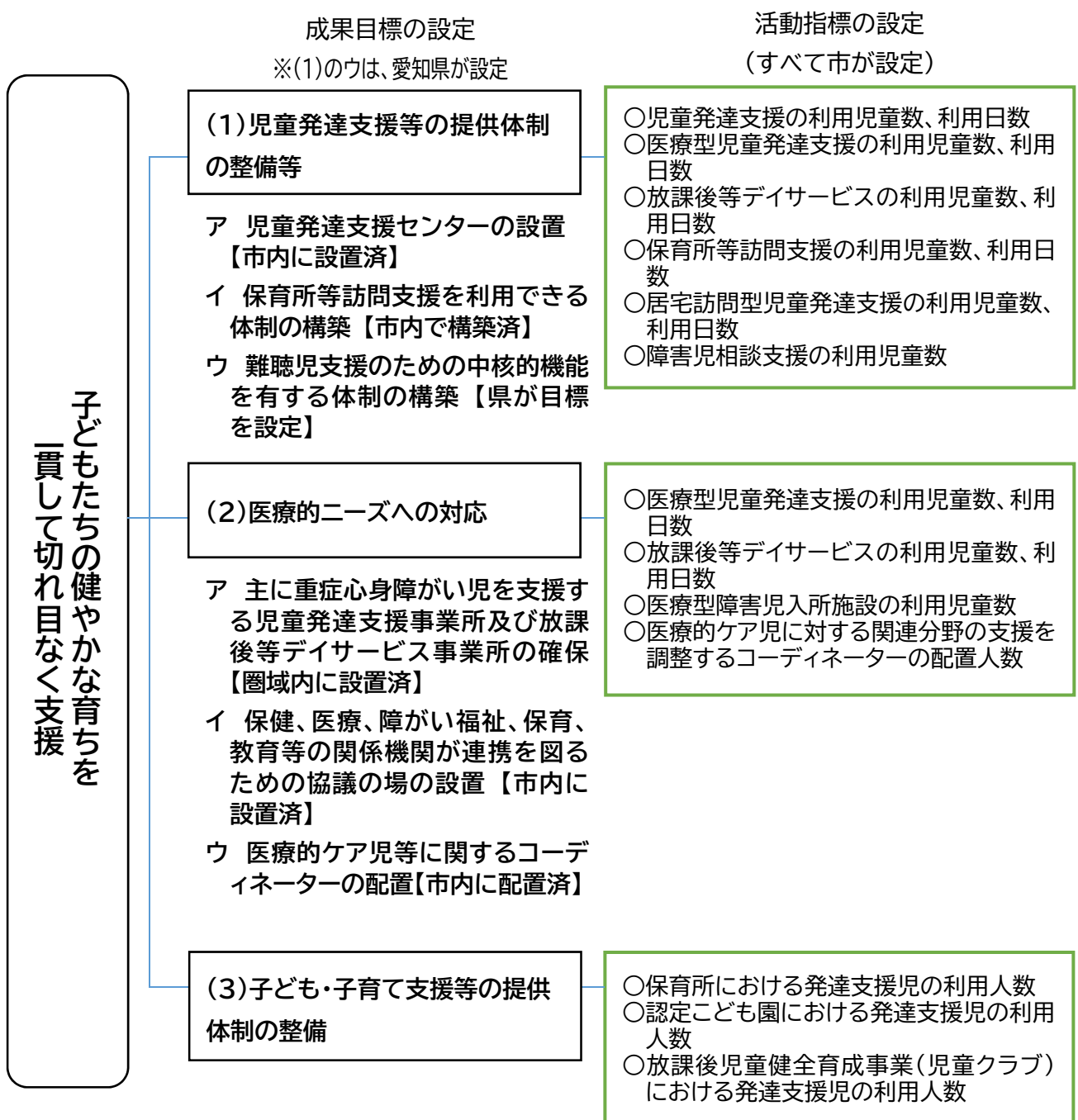
1 サービス提供体制の確保に関する基本的な考え方

本計画は、国の基本指針に即して、児童福祉法に基づくサービスの整備目標とその確保のための方策について定めます。

基本的な考え方は、次のとおりとし、計画課題を踏まえて、令和5年度の成果目標を設定した上で、需要等に応じた「障害児通所支援」、「障害児入所支援」、「障害児相談支援」等の提供体制の充実(活動指標の設定)を図り、基本理念の実現を目指します。

図表 55 成果目標と活動指標

(1)～(3)は、国の基本指針及び事務連絡で示された成果指標です。



図表 56 成果目標と計画課題の関係

成果目標	関連する計画課題※
<p>(1)児童発達支援等の提供体制の整備等</p>	<p>(2)ア</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 蒲郡市自立支援協議会「こども部会」等を通じて、関係機関との連携を強化し、効果的で、切れ目の無い一貫した療育・支援を提供する体制の構築 ● 十分な知識や経験を有する相談支援専門員の確保 ● 必要な意思疎通支援の確保 ● 効果的な療育プログラムの提供
	<p>(2)ウ</p> <ul style="list-style-type: none"> ●ペアレントトレーニングなどの家族等に対する支援の充実 ●就職後を見すえつつ、小学校や中学校、高等学校との連携を強化した早期の発達支援
<p>(2)医療的ニーズへの対応</p>	<p>(2)イ</p> <ul style="list-style-type: none"> ●保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関による連携強化 ●重度障がい児等に対応できる支援事業所の確保 ●医療的ケアを含めた相談支援の充実
<p>(3)子ども・子育て支援等の提供体制の整備</p>	<p>(2)エ</p> <ul style="list-style-type: none"> ●発達支援を必要とする児童に対する就学前の保育・教育及び放課後児童対策の充実 ●児童一人ひとりの状況や課題、保護者のニーズを共有しつつ、保育所、認定こども園、児童クラブの受け入れ態勢の整備

※関連する計画課題の詳細は、40・41 ページを参照(文頭の番号は 40・41 ページの課題の番号)

2 令和5年度の成果目標

本計画では、児童の健やかな育成のために、令和5年度の成果目標として、次の3つの事項に関する目標値(成果目標)を設定します。

- (1)児童発達支援等の提供体制の整備等
- (2)医療的ニーズへの対応
- (3)子ども・子育て支援等の提供体制の整備

3つの成果目標の設定にあたっては、国の基本指針の改正内容を踏まえつつ、第5期における実績等本市の実情に応じて設定します。

(1)児童発達支援等の提供体制の整備等



本市は、第5期計画期間中に「蒲郡市児童発達支援センター(にこりん)」を開所し、児童発達支援等の提供体制を整備したほか、児童発達支援センターによる保育所等訪問支援を利用できる体制を構築しており、国の基本指針に基づく成果目標はいずれも達成済みとなっています。

今後も、「蒲郡市児童発達支援センター(にこりん)」を中核として、「蒲郡市障害者自立支援協議会 こども部会」等を通じて関係機関の連携強化を図りつつ、就学後の療育を担う放課後等デイサービス事業所の適正配置など、重層的な地域支援体制のさらなる充実を進めます。

(2)医療的ニーズへの対応



主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所については、既に平成29年度に圏域内の豊川市で設立されています。

また、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図るための協議の場としては、市内に「蒲郡市障害者自立支援協議会 こども部会」を設置しています。

さらに、医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置は、令和2年度現在5名を市内関係機関に配置しており、国の基本指針に基づく成果目標はいずれも達成済みとなっています。

今後も、医療的ケアを要する児童が適切な支援を受けられるよう、「蒲郡市障害者自立支援協議会 こども部会」等を通じて、医療的ケアの関係者や関係機関との連携強化を図りつつ、医療的ニーズへの対応のさらなる充実を進めます。

(3)子ども・子育て支援等の提供体制の整備



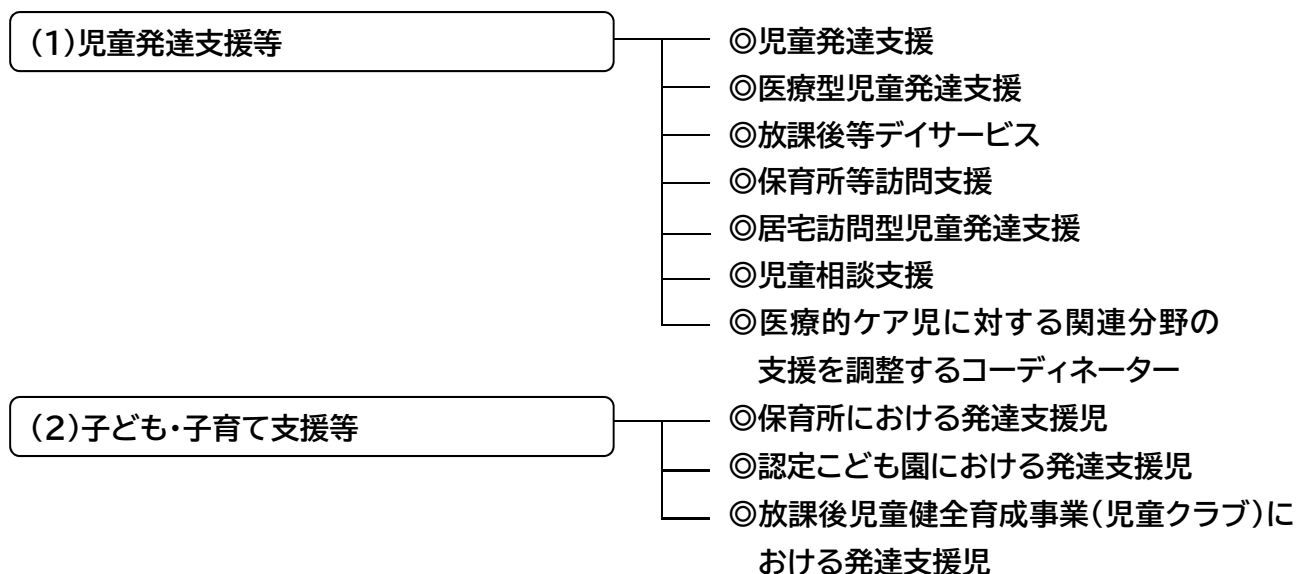
市内の保育所や認定こども園、幼稚園、児童クラブでは、発達支援の必要な児童の受け入れを実施しており、児童クラブにおける受け入れ数は増加傾向です。必要に応じて職員の加配や園への臨床心理士等の派遣を行い、すべての子どもたちの健やかな成長を支援しています。

今後も、障がいの有無に関わらず児童が共に成長できるよう、地域社会への参加・包容(インクルージョン)を推進する観点から、子ども・子育て支援等の提供体制の整備を図ります。

3 児童発達支援等及び子ども・子育て支援等の見込量及び確保のための方策

児童発達支援等及び子ども・子育て支援等の見込量及び確保のための方策について、次のサービス体系に沿って設定します。

図表 57 児童発達支援等サービス一覧



(1)児童発達支援等

ア サービスの種別と内容

児童発達支援等は、次のサービス種別について、サービス見込量とその確保のための方策を設定します。

図表 58 児童発達支援等の内容

サービス種別	実施内容
児童発達支援	児童発達支援センター等の施設に通い、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等を受けるものです。
医療型児童発達支援	肢体不自由のある児童が、医療型児童発達支援センター又は指定医療機関等に通い、児童発達支援及び治療を受けるものです。
放課後等デイサービス	学校(幼稚園及び大学を除く。)に就学している発達支援の必要な児童が、授業の終了後又は休業日に児童発達支援センター等の施設に通い、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他の便宜を受けるものです。
保育所等訪問支援	児童発達支援センター等の職員が発達支援の必要な児童の通う施設(保育所等)を訪問し、発達支援の必要な児童以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援等を提供するものです。

サービス種別	実施内容
居宅訪問型児童発達支援	重度の障がい等の状態にある児童であって、児童発達支援等を利用するために外出することが著しく困難な児童に発達支援が提供できるよう、児童の居宅を訪問して発達支援を行うものです。
児童相談支援	発達支援の必要な児童について、児童発達支援等を利用するため、児童の心身の状況や環境、児童又はその保護者のサービス利用についての意向等に基づいた児童支援利用計画の作成とサービスの利用状況の検証及び計画の見直し等を行います。
医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーター	医療的ケア児の福祉や医療等の関係分野について一定の知識を有し、その暮らしの設計を手助けできる調整者(コーディネーター)を配置します。

イ 各年度のサービス見込量とその確保のための方策

本市における各年度のサービス見込量は、次のとおりとします。

児童発達支援や児童相談支援のニーズに応じた実施を図るとともに、保育所等訪問支援については、放課後等デイサービスは、対象児童の増加を踏まえつつ、提供体制の確保を図ります。

なお、医療的ケア児に関する体制の整備にあたっては、関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置を継続する一方、医療的ケア児を対象とする施設等については、圏域内の他市の施設の利用を想定します。

図表 59 児童発達支援等の見込量

サービス種別		第6期見込量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度
児童発達支援	(人日/月)	741	782	824
	(実利用者数/月)	90	95	100
	(市内事業所数)	4	4	4
医療型児童発達支援	(人日/月)	0	0	0
	(実利用者数/月)	0	0	0
	(市内事業所数)	0	0	0
放課後等デイサービス	(人日/月)	1,601	1,671	1,755
	(実利用者数/月)	126	132	139
	(市内事業所数)	6	6	6
保育所等訪問支援	(人日/月)	3	5	5
	(実利用者数/月)	3	5	5
	(市内事業所数)	1	1	1
居宅訪問型児童発達支援	(人日/月)	0	0	0
	(実利用者数/月)	0	0	0
	(市内事業所数)	0	0	0
児童相談支援	(実利用者数/月)	56	61	66
	(市内事業所数)	8	8	8
医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーター	(配置人数)	6	6	6

(2)子ども・子育て支援等

ア サービスの種別と内容

子ども・子育て支援等は、次のサービス種別について、サービス見込量とその確保のための方策を設定します。

なお、幼稚園については、本計画で見込量等は設定しませんが、今後も発達支援の必要な児童の利用にあたり、必要な対応と支援に努めます。

図表 60 子ども・子育て支援等の内容

サービス種別	実施内容
保育所における発達支援児の利用	保育所において、発達支援を必要とする児童に対して、加配対応を行います。
認定こども園における発達支援児の利用	認定こども園において、発達支援を必要とする児童に対して、加配対応を行います。
放課後児童健全育成事業(児童クラブ)における発達支援児の利用	放課後児童健全育成事業(児童クラブ)において、特別支援学級在籍児童の利用を支援します。

イ 各年度のサービス見込量とその確保のための方策

本市における各年度のサービス見込量は、保育所等における仮入園対象児童数や加配対応児童数の動向、児童クラブにおける特別支援学級在籍児童数の動向等に基づき、次のとおり設定します。

発達支援の必要な児童の利用にあたっては、児童数に応じた職員の加配や保育所等訪問支援の提供体制の整備、医療的ケア児への対応の検討等、必要な体制の整備に努めます。

図表 61 子ども・子育て支援等に係る見込量

種別	必要な見込量(人)	第6期見込量(人)		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度
保育所における発達支援児の利用	66	62	63	66
認定こども園における発達支援児の利用				
放課後児童健全育成事業(児童クラブ)における発達支援児の利用	77	52	64	77

第6章 計画の実施・進行管理体制と達成状況 の点検及び評価

1 計画の実施・進行管理体制

本計画で設定した成果目標及び関連する計画課題は、次の実施・進行管理体制のもとで推進を図ります。

図表 62 計画の実施・進行管理体制

【第6期障害福祉計画】

成果目標	関連する計画課題	主管課等
(1)福祉施設の入所者の地域生活への移行	(1)ア <ul style="list-style-type: none"> ● 空き家対策と福祉サービスの連携、民間賃貸住宅の活用促進などによる、地域での住まいの多様化とグループホームの質の確保 	福祉課 GH 連絡調整ワーキング
	(1)イ <ul style="list-style-type: none"> ● 施設入所者の高齢化が進んでいることを踏まえた、介護保険サービスと連携した取組 ● 福祉施設を退所し、地域生活へ移行した高齢の障がい者への生活支援や介護保険サービスへの円滑な接続 	地域移行推進協議会
(2)精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築	(1)イ <ul style="list-style-type: none"> ● 地域移行支援及び地域定着支援、自立生活援助の各事業について、精神科病院と連携した総合的な生活支援 ● 精神障がいの程度によらず地域生活に関する相談対応や支援ができるよう、保健・医療・福祉関係者による協議の場を通じた連携強化 	基幹相談支援センター 福祉課
(3)地域生活支援拠点等が有する機能の充実	(1)イ <ul style="list-style-type: none"> ● 地域生活の継続が困難になったときの緊急時に対応できる事業所の確保 ● 施設入所者の高齢化が進んでいることを踏まえた、介護保険サービスと連携した取組【再掲】 	基幹相談支援センター 福祉課

成果目標	関連する計画課題	主管課等
(4)福祉施設から一般就労への移行	(1)ウ <ul style="list-style-type: none"> ● 企業等への障がい者雇用の啓発 ● 関係機関のさらなる連携強化の仕組みづくりと就労支援の質の向上 ● 離職を防ぐ定着支援の強化の取組 	基幹相談支援センター 地域移行推進協議会
(5)相談支援体制の充実・強化等	(1)エ <ul style="list-style-type: none"> ● 「蒲郡市障がい者支援センター」を核として、相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言の継続 ● 相談支援専門員の確保 ● 地域共生社会の実現に向けた包括的な相談支援体制の構築 	基幹相談支援センター 福祉課
(6)障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築	(1)オ <ul style="list-style-type: none"> ● 「蒲郡市障がい者支援センター」による市内事業所への訪問指導の継続 ● 研修機会の充実と職員の参加促進 ● 蒲郡市自立支援協議会における課題に応じた部会の強化 	基幹相談支援センター 福祉課
上記(1)～(6)のすべて	(1)カ <ul style="list-style-type: none"> ● 市内事業所を紹介する「事業所フェア」の継続 ● 子どもたちに福祉の仕事の魅力を伝える取組や蒲郡市で働く魅力を伝えられるような取組の検討 	基幹相談支援センター 福祉課

【第2期障害児等福祉計画】

成果目標	関連する計画課題	主管課等
(1)児童発達支援等の提供体制の整備等	(2)ア <ul style="list-style-type: none"> ● 蒲郡市自立支援協議会「こども部会」等を通じて、関係機関との連携を強化し、効果的で、切れ目の無い一貫した療育・支援を提供する体制の構築 ● 十分な知識や経験を有する相談支援専門員の確保 ● 必要な意思疎通支援の確保 ● 効果的な療育プログラムの提供 	子育て支援課
	(2)ウ <ul style="list-style-type: none"> ●ペアレントトレーニングなどの家族等に対する支援の充実 ●就職後を見すえつつ、小学校や中学校、高等学校との連携を強化した早期の発達支援 	児童発達支援センター
(2)医療的ニーズへの対応	(2)イ <ul style="list-style-type: none"> ●保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関による連携強化 ●重度障がい児等に対応できる支援事業所の確保 ●医療的ケアを含めた相談支援の充実 	こども部会
(3)子ども・子育て支援等の提供体制の整備	(2)エ <ul style="list-style-type: none"> ●発達支援を必要とする児童に対する就学前の保育・教育及び放課後児童対策の充実 ●児童一人ひとりの状況や課題、保護者のニーズを共有しつつ、保育所、認定こども園、児童クラブの受け入れ態勢の整備 	こども部会

2 点検及び評価の基本的な考え方

本計画においては、国の基本指針に基づき、PDCAサイクル【Plan(計画)、Do(実行)、Check(点検)、Action(見直し)】を導入するにあたり、令和5年度に向けた目標値(成果目標)と計画課題、障害福祉サービスの見込量等(活動指標)を設定しています。

なお、成果目標及び活動指標については、国の「障害福祉計画策定に係る実態調査及びPDCAサイクルに関するマニュアル(改訂版)」において、少なくとも年1回は実績を把握し、障がい者への施策や関連する施策の動向も踏まえながら、計画の中間評価として、分析・評価を行い、必要があると認めるときは、計画の変更や事業の見直し等の措置を講じることとされています。

また、中間評価の際には、協議会や合議制の機関等の意見を聴くとともに、その結果について公表することが望ましいこと、活動指標については、より高い頻度で実績を把握し、設定した見込量の達成状況等の分析・評価を行うことが望ましいこととされています。

本市は、これらの基本的な考え方に基づき、計画の達成状況の点検及び評価を図ります。

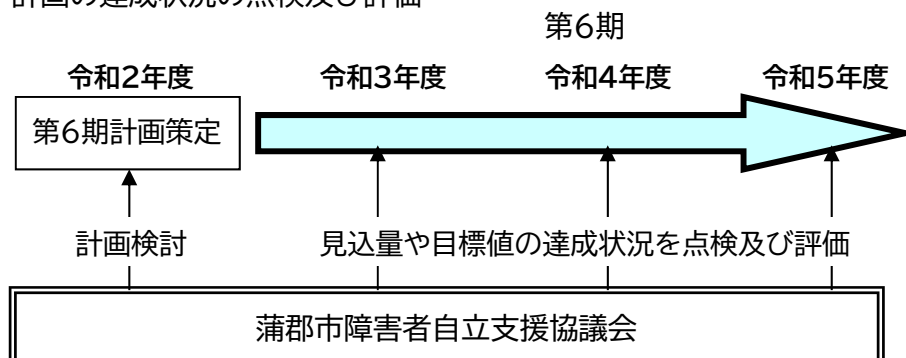
3 点検及び評価

本市は、毎年度の点検及び評価にあたり、「蒲郡市障害者自立支援協議会」の運営会議をその中心組織とします。

4 点検及び評価結果の周知

「蒲郡市障害者自立支援協議会」が点検及び評価した結果については、市のホームページ等を通じて、広く市民に周知を図ります。

図表 63 計画の達成状況の点検及び評価



【資料】

蒲郡市障害者自立支援協議会について

蒲郡市障害者自立支援協議会設置要綱

(設置)

第1条 蒲郡市は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号。以下「法」という。)第89条の3第1項に規定する協議会として、蒲郡市障害者自立支援協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 協議会は、法第88条第8項及び第89条の3第2項の規定に基づき、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 福祉、保健、医療、教育、雇用等の地域の関係機関によるネットワークの構築及び情報の共有
- (2) 障害者基本法(昭和45年法律第84号)に基づく蒲郡市障害者計画の策定及び変更時の協議、達成状況の確認
- (3) 蒲郡市障害福祉計画の策定及び変更時の協議、達成状況の確認
- (4) 地域の社会資源の開発及び改善
- (5) 委託相談支援事業者の運営評価
- (6) 困難事例の対応の協議
- (7) 個別の支援検討会議
- (8) その他協議会の目的を達成するために必要な事項

(協議会)

第3条 協議会は、全体会議、運営会議及び専門部会(以下「会議等」という。)をもって構成する。

2 全体会議は、蒲郡市内における障害福祉に関連する関係機関のネットワーク化及び情報の共有、蒲郡市障害者計画並びに蒲郡市障害福祉計画の策定及び変更時の協議、達成状況の確認、地域の社会資源の開発及び改善、困難事例の対応の協議並びに委託相談支援事業者の運営評価を行うものとする。

3 運営会議は、蒲郡市内における障害福祉に関連する関係機関のネットワーク化及び情報の共有、蒲郡市障害者計画並びに蒲郡市障害福祉計画の策定及び変更時の協議、困難事例の対応の協議並びに支援を必要とする障害者の支援検討、支援計画の策定及び見守りを行うものとする。

4 専門部会は、別表第1に掲げるものを設置し、障害者の支援に関して専門的見地からケース検討、情報共有を行うものとする。

(構成員)

第4条 会議等は別表第2及び別表第3に掲げる機関等により構成する。ただし、運営会議は、蒲郡市市民福祉部福祉課(以下「福祉課」という。)及び基幹相談支援センター(以下「センター」という。)並びに委託相談支援事業者により構成する。

2 会議等の委員は別表第2及び別表第3の機関に属する者をもって充てる。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選とする。

2 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行する。

(運営)

第6条 協議会の運営は、運営会議の構成員が連携して行うものとする。

2 全体会議は会長が招集し、議事をつかさどる。

3 運営会議はセンターが招集し、議事をつかさどる。

4 専門部会は別表1のNo.1、No.2及びNo.3はセンターが招集し、No.4は福祉課が招集する。また、議事は委員の互選による部会長がつかさどる。

5 必要に応じ委員以外の者の会議への出席を求めることができる。

6 会議に係る庶務は、福祉課及びセンターにおいて処理する。

(議事録及び会議の公開)

第7条 福祉課及びセンターは、会議等について議事録を作成し、議事の概要を記録しなければならない。

2 会議等及び会議等の議事録は、公開するものとする。ただし、会議等において公開しない旨を協議した場合及び個人情報に係ることは、この限りでない。

(守秘義務)

第8条 会議等に参加した者は、職務上知り得た秘密について、他に漏らしてはならない。その職務を退いた後も同様とする。

(雑則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、会議等の運営に係る必要な事項は、会議等の協議により定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成19年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月28日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年8月4日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

別表第1(第3条関係)

No.	専門部会	所掌事務
1	就労ワーキンググループ	就労促進、就労支援の強化、情報共有
2	事例検討部会	在宅支援の強化、個別事例検討、情報共有
3	権利擁護部会	虐待防止、差別解消、成年後見、権利擁護、情報共有
4	こども部会	児童発達支援に関する個別事例検討、情報共有

別表第2(第4条関係)

No.	機 関 名	会 議 区 分	
1	蒲郡市総代連合会	全体会議	
2	蒲郡市民生児童委員協議会	全体会議	専門3
3	蒲郡市ボランティア連絡協議会	全体会議	
4	蒲郡青年会議所	全体会議	
5	蒲郡市社会福祉協議会	全体会議	専門2
6	蒲郡市身体障害者福祉協会	全体会議	専門3
7	蒲郡市手をつなぐ育成会	全体会議	専門3
8	蒲郡精神障害者地域家族会	全体会議	専門3
9	愛知県立豊橋特別支援学校	全体会議	専門1・2
10	愛知県立豊川特別支援学校	全体会議	専門1・2
11	愛知県立岡崎特別支援学校	全体会議	専門1・2
12	デンソー太陽株式会社	全体会議	
13	生活支援センター山中	全体会議	
14	豊川公共職業安定所蒲郡出張所	全体会議	専門1
15	愛知障害者職業センター豊橋支所	全体会議	専門1
16	豊橋障害者就業・生活支援センター	全体会議	専門1
17	岩崎学園	全体会議	専門3
18	がまごおり・ふれあいの場	全体会議	専門4
19	愛知県豊川保健所	全体会議	専門2
20	太陽の家愛知事業本部	全体会議	専門1・2・3
21	つつじ寮	全体会議	専門1・2・3・4
22	わくわくワーク大塚	全体会議	専門1・2
23	サポートくすの木	全体会議	専門1・2
24	ゆたかホーム	全体会議	専門2
25	オレンジホーム	全体会議	専門1・2・3
26	NPO法人楽笑	全体会議	専門1・2・3・4
27	コープあいち福祉サービス蒲郡	全体会議	専門2
28	NPO法人笑い太鼓	全体会議	
29	ささゆりの会	全体会議	
30	蒲郡市障がい者支援センター	全体会議	専門1・2・3・4

	(基幹相談支援センター)		
31	障がい者相談支援センターにじ	全体会議	
32	障害者サポートセンターすてっぷ	全体会議	
33	相談支援事業所はばたき	全体会議	
34	相談支援楽翔	全体会議	
35	蒲郡市聴覚障害者福祉協会	全体会議	
36	就労支援きずな蒲郡館		専門1
37	多機能型就労支援事業所シャリオ		専門1
38	Re. born future center 蒲郡		専門1
39	ふれあいファーム		専門1
40	就労移行支援事業所 エニシアン・オフィス		専門1

別表第3(第4条関係)

No.	機 関 名	会 議 区 分	
1	蒲郡市民病院	全体会議	専門4
2	蒲郡市教育委員会	全体会議	専門4
3	蒲郡市長寿課	全体会議	
4	蒲郡市子育て支援課	全体会議	専門4
5	蒲郡市健康推進課	全体会議	専門2・4
6	蒲郡市福祉課	全体会議	専門1・2・3・4

蒲郡市第6期障害福祉計画・第2期障害児等福祉計画【案】

令和3年4月

発行・編集	蒲郡市 市民福祉部 福祉課
住所	〒443-8601 愛知県蒲郡市旭町17-1
電話	0533-66-1106
F A X	0533-66-3130
E-MAIL	shogai@city.gamagori.lg.jp
U R L	http://www.city.gamagori.lg.jp/